

第百八回 参議院文教委員會會議錄第一号

昭和六十二年三月二十六日(木曜日)
午後一時三十分開会

委員氏名

委員長 仲川 幸男君
理事 田沢 智治君
理事 林 寛子君
理事 粕谷 照美君
理事 吉川 春子君
理事 小野 清子君
理事 木宮 和彦君
理事 山東 昭子君
理事 杉山 令肇君
理事 世耕 政隆君
理事 谷川 寛三君
理事 寺内 弘子君
理事 星 長治君
理事 柳川 覺治君
理事 久保 亘君
理事 山本 正和君
理事 高木健太郎君
理事 高桑 栄松君
理事 勝木 健司君
理事 下村 泰君

委員の異動

一月二十六日

辞任

吉川 春子君

補欠選任

佐藤 昭夫君

三月二十四日

辞任

佐藤 昭夫君

補欠選任

諫山 博君

三月二十五日

辞任

寺内 弘子君

補欠選任

梶木 又三君

三月二十六日

辞任

梶木 又三君

徳永 正利君

出席者は左のとおり。

委員長

委員

小野 清子君

徳永 正利君

補欠選任

寺内 弘子君

小野 清子君

仲川 幸男君

田沢 智治君

林 寛子君

粕谷 照美君

小野 清子君

木宮 和彦君

山東 昭子君

杉山 令肇君

世耕 政隆君

谷川 寛三君

寺内 弘子君

星 長治君

柳川 覺治君

久保 亘君

山本 正和君

高木健太郎君

高桑 栄松君

諫山 博君

勝木 健司君

下村 泰君

塩川正十郎君

齋藤 諒淳君

古村 澄一君

國務大臣

文部大臣

臨時教育審議会

事務局次長

文部大臣官房長

古村 澄一君

本日開会に付した案件

○国政調査に関する件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(仲川幸男君) ただいまから文教委員會を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告をいたします。

去る一月二十六日、吉川春子君が委員を辞任され、その補欠として佐藤昭夫君が選任されました。

また、去る二十四日、佐藤昭夫君が委員を辞任され、その補欠として諫山博君が選任されました。

○委員長(仲川幸男君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員會は、今期国会におきましても、教育、文化及び學術に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(仲川幸男君) 国立学校設置法の一部を

改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。塩川文部大臣。

○國務大臣(塩川正十郎君) このたび政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立大学の学部の設置、国立短期大学の施設等について規定しているものであります。

まず第一は、学部の設置についてであります。これは、福島大学に行政社会学部を、三重大大学に同大学の農学部及び水産学部を統合して生物資源学部をそれぞれ設置し、それらの大学の教育研究体制の整備を図るものであります。

なお、これらの新学部は、本年十月一日に設置し、昭和六十三年から学生を入学させることとしております。

第二は、国立短期大学の施設等についてであります。

これは、築波研究学園都市に視覚障害者及び聴覚障害者を対象とする高等教育機関として筑波技術短期大学を新設するとともに、徳島大学に同大学医学部附属の専修学校を転換して医療技術短期大学部を併設することとし、また、電気通信大学に併設されている短期大学部については、これを廃止し、同大学電気通信学部と統合しようとするものであります。

なお、筑波技術短期大学及び徳島大学医療技術短期大学部は、本年十月一日に開学し、筑波技術短期大学については昭和六十五年四月から、徳島大学医療技術短期大学部については昭和六十三年四月からそれぞれ学生を入学させることとし、電気通信大学短期大学部については昭和六十三年から学生募集を停止し、昭和六十四年度限りで廃

止することを予定しております。

このほか、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等に係る職員の定員を定めることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○委員長(仲川幸男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○久保亘君 最初に、今度の国立大学の入試についてお尋ねをしたいと思います。

今度の新しい入試のやり方というのは、文部省としても、偏差値偏重の受験競争の弊害を是正するということや受験生の負担を軽減するというようなことを目指して、国大協とも協議しながら行われたものと思うのですが、結果としてその目指したものは前進したのか、生かされたのかどうかということについて、率直な文部省の考えをお聞かせしたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) このたび、受験機会の複数化、あるいはもう一点、共通一次につきましては教科科目の削減等を行ったわけでございます。

教科科目の削減につきましては、受験生の負担軽減等々の面で役立ちつつあると思っております。受験機会の複数化の点につきましても、先生ただいまお話しがございましたように、入れる大学よりも入りたい大学へチャレンジをするという機会をつくるという趣旨でこれを行ったわけでございまして、選抜業務がまだ完成をしておりません現在の時点において全体の評価をするということとは難しいわけですが、初めてこういうことを実施したということとの関連もございまして、やはりいろいろな面で、受験生の側あるいは大学の側とも、不安な面あるいは戸惑

い、その他これに伴う幾つかの問題点の指摘等も行われておることでございます。

私もそういったしましては、まず、近々のうちに選抜業務が完了いたしますわけでございますので、その後直ちにことしの入試の実施の問題点等について国立大学協会とも協力をして検討をし、必要な改善措置等には努めてまいりたい、かように思っているところでございます。

○久保亘君 これから改善しなければならぬ課題が多くあるということは、入試改革が目指したものが必ずしもその方向で成果を上げ得なかったということにもなるかと思うのでありますが、一つの見方としては、今度の国立大学入試は、結局、学力試験の点数による実力主義、エリート主義を助長したのではないかとこの見方もあります。また、大学の序列化を一層進行させたという見方もあります。

これらの点について、今度の入試のやり方について相当深刻に分析し検討してみなければならぬ問題があるということについては、文部省もその考えになりますか。

○政府委員(阿部充夫君) このたびの入試に關しまして、いろいろ、大学の序列化が明確になってきたのではないかと、あるいはA、B両日程の振り分けが必ずしもバランスがとれていないのではないかと、あるいはまた、いわゆる足切り、二段階選抜におきまして第一段階選抜で不合格となつた者の数が異常に多いのではないかと、いろいろ御指摘を受けておるわけでございます。

これら御指摘を受けたような点につきましては、事の性格上、受験機会の複数化という点からやむを得ない面等もありましようし、それからまた、やはりやり方次第によってはさらに改善の可能性のある問題等もあるかと思ひます。いろいろの点があると思ひますので、御指摘をいただいております点につきましては、国立大学協会ともども子細に検討をいたしまして今後の改善に役立てたい、かように思っております。

○久保亘君 それでは、最初に足切りの問題につ

いて伺っておきたいと思うのでありますが、共通一次による二段階選抜の一段階において、足切りを受けた受験生が十万人に及んだということについて、文部省は、今度の新しい入試のやり方をとられます場合に、この十万人に及ぶ足切りが出るということとは予測されておりましたか。

○政府委員(阿部充夫君) 今回の選抜に際しまして、大学受験の機会を複数化、二校受けられるということにしたわけでございます。公立まで含めまして三校受けられるというようなことでもございまして、従来一校しか受けられなかったという時期に比べますと、各人が二校ずつ受けるわけでございますから競争率が倍増をするというようなことは当然あり得ることだと思っております。

そういう中でいわゆる足切りの問題があるわけでございますが、この問題につきましては、文部省としては各大学に要請をいたしまして、これはかねてからの文部省の方針でもございすけれども、できるだけ足切りというのを避けてほしい、またやる場合にも、足切りされる者の数をできるだけ少なくしてほしい、こういうような要望を続けてまいつたわけでございます。それにいたしまして、こういう制度の改革の関係上、相当数の足切りが出るということは、夏の各大学が足切り等につきましても予告を行つた際に、ある程度の数字が出てくるだろうとは思つておりましたけれども、結果としては、予想をかなり上回つた数字になつたという印象を持っております。

○久保亘君 結局、複数受験のために——共通一次を受けた人が三十九万余、そして大学に受験した人は延べ六十九万余になつております。そうすると、一人で平均一・七校の出願をしたということになりますね。この足切りの十万人の内容について少し詳細に教えていただきたいのであります。が、今度の延べ十万人の足切りの中で、完全に二次試験を受験する資格を失つた受験生というのがどれだけの数なのか。例えば二つの学校に出願して二

校とも受験資格を失つた人ですね。これは三校の場合もあると思ひます。それから一校だけ出願をして、そこを足切りを受けたことによつて受験資格をなくした人。こういういろいろな類型があると思うのでありますけれども、結果的に二次試験の受験資格を足切りという措置によつて失つた受験生というのが何人いたのか、それを御報告いただきたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 今回の入学者選抜におきまして第一段階で不合格になりました者の数でございまして、国立大学協会、公立大学協会の御協力をいただきまして調査を行つて最中でございす。

若干中間的な申しますか、最終的に確定した数字ではございませんけれども、現在持つております数字で申し上げますと、二校に出願をして二校とも不合格となつたという者が一万二千五百二十七人、それから三校に出願をして三校とも不合格となつたという者が八百七十、合わせまして一万三千三百九十七人という方が複数出願してだめだつたという方々でございます。さらに、複数出願の機会がありますけれども一校だけ受けたという人の場合でございますが、その不合格者が一万七千三百四十四人ということで、合計三万七千一百一十人という数字がただいま先生の御質問の数字であらうかと思ひます。なお最終的な精査をいたしますと若干の数字が動くかもしれませんが、おおむねこういう数字だということ御理解いただきたいと思います。

○久保亘君 共通一次の受験をした者が三十九万でありまして、その中には、もとともう国立公立大学を受験しなかつた人もあるだろうと思ひます。ほぼ一割の人が今度の足切りによつて完全に国立公立大学を受験する機会をなくした、こういうことにならうかと思ひます。この足切りの基準というのを文部省はどういうふう把握をされておられますか。各大学が自主的に把握をされたものであるならば、文部省はどう把握されているのか。また、文部省が足切りについて一つ

の基準的なものを指導したとするならば、それはどういふ内容のものであるか、御説明をいただきたい。

○政府委員(阿部充夫君) この足切りと申しますが、二段階選抜のやり方についてでございますけれども、共通一次試験が始まりました昭和五十四年度入試のときから、関係の、大学関係者、高校関係者等の会議等にも諮りまして、これについての一応の指針のようなものを実施要項という形で各大学に通知をしておるわけでございます。

この中におきましては、「入学志願者の数が入学定員を大幅に上回り、第二次の学力検査等を適切に実施することが困難であるため特に必要がある場合には、二段階選抜を実施することもできるものとする。」「ただし、この場合においては、第一段階の選抜に合格させる者の数が入学定員のおおむね三倍を下回らないよう配慮するものとする。」「ということにいたしておりました。これは当時の、要するに一枚だけ受験という場合についてこういう仕組みをとっておったというものでございます。

しかしながら、今回受験機会の複数化を行うに当たりまして、昭和六十二年入試に關しての実施要項につきましては、こういった志願倍率が上がることを等によって不合格者の数が相当多くなるということ等をできるだけ避けたいということから、文部省といたしましては、先ほど申し上げました大学入試改善會議に諮りまして、この「三倍」という数字は削除をいたしておりまして、安易に低い倍率に設定しないようにということで、特に二段階選抜を行うことにつきましても、「やむを得ない場合に限定すること」として、「第一段階の選抜に合格させる者をできる限り多くするよう配慮する」ということを特に明記をいたしまして、「三倍」という数字を削るということにより高い倍率に直してもらいたいという意向を示したわけでございます。

これに基づきまして具体的にどうするかということとは各大学が自主的に決めるわけでございます。

が、最終的な結果といたしまして、二段階選抜を行ったものの今回の平均的な倍率は、昨年度の場合同平均三・三倍でございましたが今回は五倍というところが平均というような状況になっております。

○久保直君 できるだけ足切りを行わないようにという文部省の指導にもかかわらず大学側が、平均的には五倍でありまして、実際にはもっと厳しいところもあるわけですね。そういう足切りによる第一段階選抜を大学側が行ったその理由といふんですか、あるいは基準というものは何であつたのか、文部省はどう把握されておりますか。

○政府委員(阿部充夫君) これは各大学によつていろいろ事情は異なる点はあるかと思ひますけれども、一つには、入試の実施日程がかなり詰まつた中で、事務というところから、会場を十分確保できるかどうかという問題、あるいは教官等の対応のスタッフの問題、あるいはまた、実際の試験の採点等の業務の運用の問題等々いろいろな点を考慮いたしまして各大学としては判断をしていられるものと思つております。

○久保直君 大学側の会場とか採点とかあるいは教職員の配置とか、そういう入試担当能力ということが基準になるとするならば、足切りの理由になることならば、そのことについては既に臨教審も一次答申の中で大学側の入試担当能力の強化ということ等を要請として出ておりますね。そういうことについて文部省は、今度のこの複数受験を行わせるに当たつて、大学の入試担当能力強化についてどういふ措置をおとりになりましたか。

○政府委員(阿部充夫君) 今回の複数化に際してということではございませぬけれども、臨教審が指摘しておりますような、あるいはかねてから指摘されておりますような、大学の入試体制を十分な体制に持つていくようにという意味から、これはそういう分野の問題につきましても企画等を行い、その実行に実務上当たつていくということ、最近、各国立大学には入試課を設けて入試の担当の職員を多数配置をする、多数といひますか

ある程度配置をするというようにことを進めてきておるわけでございます。

具体的に、例えば各大学が会場を探すというような場合になりますと、そういう体制の整備の問題とは別に、実際に適切な会場が近隣にあるかどうかというような問題等も絡んでまいらるわけでございまして、なかなかそういう体制の整備という点だけで解決しない問題があるわけでございます。

また、日程の問題等につきましても、これもある程度余裕のある日程であればそれとかなりの処理ができるということもあり得ようかと思つておりますが、先ほど申し上げましたように、極めて限られた日程の中で相当多数の受験生に対する試験等を、これもできるだけ丁寧に行うようにという方向でやっております関係上、いろいろな問題があるということは御理解をいただきたいと思つてございまして。

ただ、先ほど申し上げましたように、私どもといたしましては、各大学に、そこを何とか頑張つてできるだけ対応してほしいということをお願いをしてまいりました。夏のいわゆる第二段階選抜の予告の段階から以降も、実際の実施の段階のつい最近に至りますまで引き続きお願いをしてまいりまして、一応予測倍率を決められた大学でも、相当数のところがそれをとりやめるとか、あるいは緩和をするというような努力もいただいたわけでございまして、今後ともそういう方向での努力というのは来年度以降につきましても続けていきたい、かように思つております。

○久保直君 改善の問題について、後ほどまとめてお尋ねしたいと思います。

もう一つお聞きしておきたいのは複数受験制度の問題であります。この複数受験制度というのは、これは受験生の側からも要望のあつた点でもあり、それ自体は認められるとしても、今度行われたグループ分けとかあるいは入試期日の設定の仕方とか、こういうものは複数受験制度のあり方としてやはり相当見直しが必要なのではないか、こう思つております。定員割れとか定員超過のア

ンバランスな状態について、既に各報道機関によつてもその実態が報道されておりますが、文部省としては、この実態を速やかに把握する態勢をおとりになつておりますか。

○政府委員(阿部充夫君) 昨三月の二十五日で第一段階、第一次目の合格の締め切りということに相なつたわけでございますが、文部省といたしましては、この入学手続を当日までに受け付けた者の数については現段階では把握をいたしております。

これは御承知のように、今回の当初合格者を含めまして各大学では引き続きさらに欠員等についての合格等の措置を行つていくということで、現在の段階は中間段階であるということでもございまして、また、例年と異なりまして入試の方法が変りました関係上、各大学では現在追加合格等の決定のために全力投球をしているという時期でもございまして、また、そういうようなこともございまして、中間段階での公表を差し控えるという大学も相当数あるという状況でもございまして、文部省としては、二十五日段階での入学手続終了者について報告をしてくれということをお願いをしております。

○久保直君 それは、大学側が非常にそのことによつて事務的に大変な負担を強いられるという問題ではないんじゃないですか。二十五日までには大学別、学部別に何人入学手続をとったかというその数字を、締め切つた日に文部省が集約できないんじゃないのか、私は文部省として、これだけ今社会的にも大きな問題になつていふことに對して、適確な対応をされていふと思ひます。何人入学手続をとったかということ報告させることがそんなに大学にとつて難しいことであり、大学の今後について大きな問題を残しますか。

○政府委員(阿部充夫君) 各大学とも従来から、こういった入試の中間段階でいつまで何人入学手続をとつたかということを発表してこなかったという従来からの経緯もございまして、そういった諸般の状況を踏まえて、各大学では発表したところ

もあるようですが、発表していいところもあるわけですが、こういった各大学の方針そのものについて、文部省として、全部発表すべきだと現段階で言うことは差し控えておるわけですが、いざにいたしまして、ある程度入学手続者が安定した段階で、できるだけ早く全体の報告をとって整理をし、また、必要な御報告等をさせていただきたい、かように思っております。

○久保直君 まあやっていないものを責めてもしようがないと思うんですけど、今後の入試改善に文部省としてどういうふうに対応していくかということに、基礎的なそういう資料を集められないというふうなことがやだめじゃないですか。それから、入試センターというのは、受験生個人についてのいろいろな動向までコンピュータでとらえているんですよ。入試センターというのはあなたのところの管轄じゃないですか。それがどうしてその報告を、数字のデータをあなたのところへ出せないことがありますか。

それからもう一つ聞きたいのは、この定員割れと定員超過という複数受験制が生んだ大変なアンバランスによって追加入学の措置が今月いっぱいとられますね。この追加入学については、どこかの大学に入学手続をとった者は除外される、こういうふうには聞いておるんです。そうすると、例えば二校受けた人が、本当はあの大学に行きたかったが、足切りを受けたらあるいは二次試験を不合格になってしまった。こちらの大学に通った、それでここに手続をした。二次試験を受けている人の場合には、ここへ手続をしていなければ追加入学で合格する可能性を持つておる人が、手続したから、できないわけなんです。その人には合格の通知は行かないわけだからね。そうすると、手続しなかった人は、その人よりも総合的な判定で下の方にランクされておつてもこの人は合格するんです。これは大変不合理なことじゃありませんか。

○政府委員(阿部充夫君) ただいま御指摘のよう

な点は、確かに個人個人にとつてみれば大変な問題であるということとは私も理解できるわけですが、それについて何らかの方策はないかということ

は現在もいろいろ議論をしておるわけですが、ただ、具体的問題といたしまして、何らかの期限を設けてそこで措置をするということをやその都度区切りをつけてまいりませんか、途中で、あとの学校へ受かったからそこらに行きますということになることがまたあつて、そうすると、その補欠をまた入れるというふうなたぐいの、いわば無限の循環のようなことも起こつてくるといふことも予想されるわけですが、そういうことからは、既に二十五日までには合格したならばそこで決めてもらうというふうな方式をとることにしたわけですが、確かにそういう面では、先生御指摘のように、確かにそういう面では、先生御指摘があれば検討していかなければならないこれからの課題の一つだと私は思っております。

○久保直君 要するに、この複数受験制のグループの分け方、追加合格のさせ方、もういろいろ問題があるんです。

そこで私は、これを文部省や大学の側の論理で始末をつけようとしてもいけない問題があると思ふ。あくまでも受験生の立場に立つて問題を考える、こういうことで来年度の入試に対する改善策を検討しなければならぬと思うんですが、文部省はどういう手段によっていつごろまでに来年度の入試制度について検討し結論を出しになる御予定でありますか。

○政府委員(阿部充夫君) 入試は、基本的には各大学が行うことですので、各大学あるいはその大学の協会における検討ということが尊重されていかなければならぬと思つておりますが、それにいたしまして、先生御指摘がございましたように、受験生の側の、受験生の側と申しますか、あるいは高校側と申しますか、そういう御意見というものも十分踏まえながら対応して

いく必要があるということは御指摘のとおりだと思つております。

今回の件に關しましては、国立大学協会も四月に入りましてから早速検討に取りかかりたいというところで、六月が国大協の総会でございまして、そのときに向けて国立大学も検討するということにございまして、恐らく公立大学もそのようになことに相ならうかと思つておりますが、文部省といたしまして、それまでの間に各方面の御意見を聞きながら、関係の両協会等に対する指導なり助言等はいろんな形でやつてまいり、一緒に協議をしてまいりたい、こう思つておる次第でござい

○久保直君 その一番問題になりましたグループ分けの問題についても、今度の場合は大変遅い時期に決まりましたですね。これも今度、国大協が来年度に向けての入試の方針を決定される夏ごろまでの時期に、今、六月というお話しもございましたが、六月ごろまでには新しい方針を出しになるということですね。ことしのグループ分けをそのまま踏襲するということではなくて、それも含めて改善をされますか。

○政府委員(阿部充夫君) 今回のグループ分けにつきましては、それぞれ基本的には各大学が自主的にどっちのグループを選ぶかということを決定的に決めたわけではございませんけれども、ただ国大協全体として、あるいはそれぞれブロックごとにいろいろ協議等を重ねながら、できるだけバランスのとれたグループングという努力がなされたわけではございまして、旧一校二校の当時一校の方には、そういうことを申すのは適当かどうかということにはございまして、有力大学が集中をしている、それから数も一校の方が多いというふうな状況であったものが、今回はかなり改善をされているというところはあると思つておりますが、ただ、特に地域的な、ある地域を限つて見たらいたしますと、必ずしもバランスがとれていないという御指摘等は受けるわけではござい

すし、国大協といたしまして、十分検討して早く結論を出そうということに相なる事柄であらうと思ひます。

また他方、高校長会議等の側からでは、いろいろ考へてほしいけれども、大幅な変更をすることとは混乱が起るから、変更はそう大幅にやることはちよつと差し控えてほしいというふうな御要望も出ておりまして、いろいろな方面の御意見を聞きながら着実に改善をするということを私どもとしては考へてまいりたい、こう思つております。

○久保直君 受験生の側からすると、間際になつていろいろ決められるというのは困るので、やっぱりできるだけ早い時期に、それは文部省としても国大協にこのごろまでに方針を決めてもらいたいということをお願いを出しになることは可能だと思ふんですが、文部省はその見込みをどの辺につけられるのか。

それからもう一つは、足切りの問題について、少なくとも受験の意思のある学生については一校は受験の機会が保証されるということをお考えになる必要があると思ふんですが、それはどうですか。今度のように完全に受験機会を失う者が何万人もいるということにならないようなやり方というものは御検討になりませんか。

○政府委員(阿部充夫君) グループングの決定の時期につきましては、できるだけ早くするように関係団体にお願いを申し上げたいと思つております。

それから、具体的に先生御指摘の方法でございませうけれども、一つの御提案かとは思ひますが、具体的に検討してみますと、やっぱりいろいろな問題も出てこようかと思ひますので、そういうこと等も含めまして、いろいろ考えられる案をすべて検討の対象にして文部省としては検討してみたいと思ひます。先生おっしゃいましたような方式を考えますと、やっぱり両大学が相談をして、こつちでは本当は足切りで落ちる予定だけれども、この人だけは両方落ちるのではかわいそうだから必

ず入れましようとなりまして、その間で落つちていく人たちのバランの問題とか、いろんな問題がやっぱり出てくると思うんです。こういった問題を子細にいろいろ議論しながらどうするかというのを考えなければならぬと思っておりますので、御指摘のことも念頭に置きながらいろいろの方策を考えてみたいと思っております。

○久保亘君 きょうは時間が非常に短いので、大入試の問題については、文部省、国大協が新しい方針をお決めになります前に、また機会を見ている意見を申し上げたいと思っております。

次は、文部大臣にお尋ねしたいのであります。三月十六日付の日本教育新聞に掲載された、臨教審の香山健一委員が各委員に送付されたと言われる二月二十七日付の書簡について、文部大臣は御存じでしょうか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 承知しております。○久保亘君 それでは、私、新聞に基づいていろいろと実際に調べさせていただきました。そうすると、この書簡でこういうことが書かれております。

文部省の「全くどうしようもない程に根深い秘密主義、形式主義、瑣末主義、官僚主義」、それから、「今時考えられないような」「俺らしむべし、知らしむべからず」という徹底した秘密主義、権威主義の体質、こういう文部省の秘密主義、権威主義に臨教審の会長が内容もわからないままにそれに言いなりになってしまっている。それで、「王様は裸だ」と。「王様」というのは臨教審会長のことだと思っておりますが、「王様は裸だ」、「王様は文部省の言うなりで何も分かつてはいない、だからこそ共通一次試験のような愚かな制度を作り、それを改悪することしかできないのだ」等々ということばつきり世間に向かって言った方が、我が国教育改革の将来と子々孫々のためになるであらましよう。これは香山さんがそのように言っているんですよ。文部省の秘密主義、権威主義に言いなりになって、「現行憲法、法制下の審

議会においては信じ難い言論統制、事前検閲措置」を岡本会長が受け入れた以上、「残念ながら会長を不信任し、会長の責任を徹底的に追求せざるを得なくなりました。」「こういう書簡が送付されたのであります。私は、それは間違いない事実だと見ております。このようなことが臨教審の審議、運営に当たつてあつたとするならば、非常に重大な問題だと思つております。そして、言論統制や情報操作という最終的な露骨な手段によつて改革の立場をとる人への挑戦を文部省は行つたと、こうなつておりますね。

そこで、文部大臣が全然御承知ないということでありまして、このような書簡が臨教審の委員の皆さんに送付をされているとするならば、当然臨教審にかかわる人たちは、これは文部大臣には報告すべき内容ではないでしょうか。文部大臣は私には知りませんでしたというのでは済まないのではないかと思つておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(塩川正十郎君) そうおっしゃつても私は知りませんでして、実はきょう屋レクチャーを受けましたときに、こんな問題が久保さんから質問があるかも知れぬということをお聞きして承知いたしました。ちよつと香山さんのおっしゃることも、センセーショナルなことを言つたなという感じを持つてゐる程度で、中身は全く私は知りません。

○久保亘君 香山さんはこうも書いておられるんです。「学者としての名誉と良心を守り、その社会的責任を全うするために、職を賭しても不退転の決意でことに臨まざるを得なくなつた」と。私は、臨教審の中で有力なメンバーの方が、会長を不信任し、文部省のやり方を信じがたい、今どき考えられないような、そういう秘密主義、権威主義で臨教審の審議に対応してきたと、こういうことが表明されるということになれば、私どもが臨教審の設置に当たつて指摘した危惧すべき点が、今まさに内部からの具体的な告発としてあらわれているというふうに言わざるを得ないのであります。

こういう問題について、ぜひひとつ文部大臣は御調査になつて、そしてあなたの御見解を承りたいと思つております。

あわせて、本日は時間がありませんので、この書簡は、何も臨教審の委員の皆さんに対して内部的に香山さんが出したになつたとは、この文面からは読み取れない。この際このようなことは、「はつきり世間に向かって言つた方が、我が国教育改革の将来と子々孫々のためになるであらましよう。」と書いてあるんですから。だから、香山委員とも御相談をいただいた上、この書簡をぜひ当委員会資料として配付をいただくようお願いをしたいと思いますのであります。大臣、いかがでありますか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 私は、臨教審の委員の方々の中で、香山さんは非常に自分自身の信念として、あの方は徹底したリベラル派の人でございまして、また、自由化を言つておられまして、私は実はその御意見というものは非常に興味を持つて聞いておりますし、また、その議論が臨教審の中に大きい刺激になつておると私は思つておりました。活発な議論が行われておることを私自身は実は喜んでおるのでございます。

しかし、おっしゃるやうに、文部省が権威主義、閉鎖的になつてやつておるかどうかという事情につきましては私はまだわかりませんで、ただ、先ほど聞きましたら、何か資料を配付するとかいうことが、そのことが直接の問題であつたというやうなことも聞いておるのであります。中身はまだ詳しく聞いておりません。私もこれは臨教審が、何といひましようか、一生懸命やつていただいております。しかし、それがために審議を阻害するとかなんとかということになつてはこれは大変だと思ひます。思ひます。一度事情をよく聞いてみたいと思つております。また反面で、どんなことがあつてその資料の提出が具合が悪いんだということになつたのかもそれはわからぬし、そこらもちよつと私も事情がわかりませんので、そういう

う点もよく調べてみまして処置いたしたいと思つております。

○久保亘君 こつちへ出してもらえますか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 資料というよりも、これは何かの機会に報告すべき問題じゃないかと思つてゐますが、いかがなですか。

○久保亘君 いや、その書簡そのものを出してもらいたい。

○國務大臣(塩川正十郎君) 書簡は私のところに來ておりませんので……

○委員長(仲川幸男君) 齋藤次長が手を挙げていますから、答えさせていただきます。

○久保亘君 後の人の時間がありますから、簡単にやつてください。

○政府委員(齋藤淳君) 資料の配付につきましては、おっしゃるやうなことが手紙に書かれたようでありまして、運営委員会でもその後の審議についてさらに進めるといふことになつております。順調に目下審議がなされているところでございます。

なお、事務局といたしましては、その書簡につきましては、そういうものがあつたということは聞いておりますけれども、香山委員から各委員に送付されておるといふ、そういうものでありますので、総会でその手紙のことが自体が問題になつたといふことは全くございませんので、その事情だけ御報告をさせていただきます。

○久保亘君 総会で問題になつたとは言つていない。書簡があつたと言つてゐる。

○委員長(仲川幸男君) 今の資料の問題につきましては、理事会で協議をして、再度文部省とのお話といたします。よろしいですか。

○久保亘君 はい。

○山本正和君 本日御説明いただきました国立学校設置法の一部を改正する法律案の中で、筑波の技術短大の問題と、それから三重大の生物資源学部の問題につきまして、御質問をしていきたいと思つております。

まず、筑波の問題でございますが、昨年の段階で、この問題が報道されると同時にいろんな動きがございました。十一月二十五日付の朝日新聞では、「文部省の身障者短大構想」、この構想に対して身障者団体が強い反対の声がある。その大きな理由として、一般大学が身障者に門戸を開きずんじやないか、こういうふうな不安があるというふうなことが報道されました。また、実際に一般大学で学んでいる身障者の皆さんからは、これに對するさまざまな――若干誤解もあるようでありまうけれども、反対意見等も出されております。ただ、学校現場で身障者を教育している校長や一般教員の中では、これはやりようによっては大変結構なこと、場合によってはむしろチャンスとした格好でやつてほしいというふうな要望もあるようでございます。

そこで、まずそういう方々の不安を解消していくということも含めまして御質問をしていきたいと思ふのでありますが、まず、新聞報道等では、二百数十人から四百人ぐらいの障害者の方が大学へ進学しておられるというふうな報道されておりますけれども、文部省調査、一番新しいデータで、一体一般大学へどの程度の方が学んでおられるのか、ちよつと数字をお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 身体障害者の方々の大学、短期大学への進学の現状でございますけれども、最近のデータで申しますと、昭和六十年入学の際には、国公私立の大学、短大を合わせまして二千二百二十八人の受験者がございました。これに對して実際に入学をした者が四百二十三人という数字でございます。また、昭和六十一年度では、これは中間的な集計ではございますけれども、受験者が二千百十五人、これに對して入学者が四百二十二人としようになつておりました。毎年、年によつて差はございますけれども、おおむね四百人から五百人前後ぐらいの方が入学をしているという状況であらうかと思ひます。

○山本正和君 この問題につきましては、後ほどまた若干要望を申し上げたいと思ひますが、その前に、今度筑波技術短大が六十五年度から学生募集をするわけでありまして、各都道府県で障害児学校から進学希望のいろいろあるわけでありまうけれども、一体どの程度の筑波技術短大への進学希望を見込んでおみえでございませうか。ちよつとそこをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) この短大への進学の希望というのを、現在の段階では、具体的学生受け入れが六十五年度以降ということになつてはいる関係もございまして直接の調査をいたしてはおりませんが、ただ、現在全国の盲学校及び聾学校の高等部がございまして、この卒業生が毎年それぞれ七百名前後、合わせますと千五百人前後ぐらいの卒業生があるわけでございます。そういった中で、今回初めて入学定員九十名というこの短期大学をつくるわけでございますので、そういう数字の関係から申しましても進学希望者は十分確保できるのではないかと、こういうふうな見通しを持つておるわけでございます。

○山本正和君 実は、九十人という数が――これは正直言ひまして場所が場所でございますから、何といひましようか、行きたくてもなかなか行きにくいという人も含めて大体適当な数かもしれない、こう思ふんですけれども、各学校で実際に進学指導等をやつてはいる校長や教職員の意向を聞きまうと、本当はもつと各地域に将来的にはこれをふやしてもらわぬと、どうしても筑波に行くしかないというふうなことでなかなか進学指導がしにくいというふうな声等もございまして、これはまた後ほど要望を申し上げたいと思つておられますけれども、ひとつ各々学校から進学をするにつきましても、便宜を図るというのはいかがでしょうか、このことだけこの段階で申し上げておきます。

それからもう一つは、これも初めての試みでありますので学校現場では大変心配しておりますのは、入学者の選抜方法を一体どういうふうにお考えなんだらうか。要するに、本人が進学したいという意思を持つておる、また力もある。ところが、選抜するときその力を正しく評価してもらへるのかどうかというふうな不安がございまして、この選抜方法につきましても、この段階でおわりの程度で結構ですから少し御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) この短期大学への入学者選抜につきましては、短期大学ができましたから短期大学の当局者が決めていくということになるわけでございますけれども、現在の段階で私も考えておりますのは、一つは、入学対象をどうするかという問題がございまして、これにつきましても、盲聾学校の高等部を卒業した者、あるいはそれに準ずる程度の障害を持つておる者というふうなことで、健常者が入つてくるということとはもちろん予定をしておりませんし、それから、障害の程度としては比較的重い方々の方を対象にしている、こういうふうな御理解いただいていいのではないかと、思つておられます。

また、具体的入学者選抜の方法につきましては、一つは一般の大学の場合と同じように学力検査それから面接等をいろいろな形で組み合わせて選抜をするという方式をとること、あわせて盲聾学校の校長先生からの推薦による推薦入学制度、こういうものを加味して、両者でやつていきたい、こういうふうな思つておるわけでございます。

なお、入学試験、学力検査をする場合に、その学力検査のやり方等につきましては、視覚障害者、聴覚障害者のそれぞれに合った方法をいろいろ工夫して実施をするということは考えておりますし、また、その後実際に運営をいたします際には、全国の盲聾学校高等部の教育の実態でございますとかあるいは関係者の御意見等を入れながら、適切な入学者選抜方法を考えていきたい、このように思つておる次第でございます。

○山本正和君 これはお願いでございますが、できましたら、現場の学校の校長の推薦というふうなことをひとつ重視していただきたい。そしてまた、希望者が多い場合は推薦で――校長が責任を持つて推薦しているわけですから、極端なことを言ひますと先着順とかくじ引きでもいいんですが、何か障害者の方に対して試験によるような圧力ですね、これをかけないで、いい方法はなにかということについて今後御検討をいただきたい。これは要望を申し上げておきます。

それから、先ほどちよつと申し上げましたけれども、障害者の方が一般大学に入つて立派に勉強しておられる方がかなりおられますけれども、そういう方々の中からの声として、例えば点字による受験というふうなことをもう制度として認めていただくわけにいかぬのだらうかと、あるいは大学を受けるに当たつて手話通訳者等を確保していただけないだらうかと、そういうふうな希望が非常に強いわけなんです。諸外国では、障害者が一般大学に入つて勉強していくことについては、いろんな意味での取り計らいがされておるよう聞いておるんです。ところが、どうも今、例えば私立大学協会ですか、全部じゃないと思ふんですけれども、できたら障害者の方はその人たちのための施設をつくつてもらつてそこでやつてもらつたらどうかというふうなことが言われたりするやに聞かれます。確かに大変お金がかかるわけでありまうし、障害者の方を受け入れまうとそのための施設が随分要るわけですが、そういうことをつきまして大学側は、実際の話、今私が聞いたような話があるのかないのか、障害者に対して、いわゆる国立も私学も含めてで受け入れられるのか、その辺をちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 身体に障害のある方につきましても、本人の能力、適性に應じて、健常者の場合と同様な大学進学の道が開かれるべきだといふのは文部省のかねてからの考え方でございます。これは毎年各大学に指導として文書を出しております。「大学入学者選抜実施要項」等においても、そういう配慮を十分してほしいといふこ

てまた、希望者が多い場合は推薦で――校長が責任を持つて推薦しているわけですから、極端なことを言ひますと先着順とかくじ引きでもいいんですが、何か障害者の方に対して試験によるような圧力ですね、これをかけないで、いい方法はなにかということについて今後御検討をいただきたい。これは要望を申し上げておきます。

それから、先ほどちよつと申し上げましたけれども、障害者の方が一般大学に入つて立派に勉強しておられる方がかなりおられますけれども、そういう方々の中からの声として、例えば点字による受験というふうなことをもう制度として認めていただくわけにいかぬのだらうかと、あるいは大学を受けるに当たつて手話通訳者等を確保していただけないだらうかと、そういうふうな希望が非常に強いわけなんです。諸外国では、障害者が一般大学に入つて勉強していくことについては、いろんな意味での取り計らいがされておるよう聞いておるんです。ところが、どうも今、例えば私立大学協会ですか、全部じゃないと思ふんですけれども、できたら障害者の方はその人たちのための施設をつくつてもらつてそこでやつてもらつたらどうかというふうなことが言われたりするやに聞かれます。確かに大変お金がかかるわけでありまうし、障害者の方を受け入れまうとそのための施設が随分要るわけですが、そういうことをつきまして大学側は、実際の話、今私が聞いたような話があるのかないのか、障害者に対して、いわゆる国立も私学も含めてで受け入れられるのか、その辺をちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 身体に障害のある方につきましても、本人の能力、適性に應じて、健常者の場合と同様な大学進学の道が開かれるべきだといふのは文部省のかねてからの考え方でございます。これは毎年各大学に指導として文書を出しております。「大学入学者選抜実施要項」等においても、そういう配慮を十分してほしいといふこ

とを申しますと同時に、具体の、障害のある方々の障害の種類、程度に就いては実際の試験のやり方につきましても、例えば点字による出題をする、あるいは肢体不自由の方々の場合には試験場を別に設けて介助者をつけるとか、いろいろな形で対応をせびてもらいたいということを明示をいたしまして各大学を指導いたしておるわけでございます。

先ほど申し上げましたような、二千名を超える受験者がございまして、その中から四、五百名が現実に入学をしておるといふ実態があるわけでございます。具体的にこの入学をめぐるトラブル等があった事例というようなことについての御質問をきのう衆議院でもいただいたわけでございますけれども、前に一つ筑波大学関係であったというケースがございまして、これは話し合いで一応の方角は、解決は既に見えておるわけでございますが、その他具体の例があればこれについて個々に文部省としては指導してまいらるつもりでございますけれども、現実には今までの特別の問題というものを聞いておらないわけでございます。

○山本正和君 それでは、最後に大臣にお伺いしたいのであります。

実は、障害者教育の問題というのは、教育の原点とも言えるというふうな気持ちを持っております。おるわけでありまして、やとと筑波技術短大というものを一つついでにございまして、そしてこれがいかなる意味で障害者の方々に對して一つの希望を与えたのじゃないかという気がいたしております。ただ、冒頭に申し上げましたように、もう少し地方にも一つついでにございまして、もうなしに、せめてブロック単位の一つずつぐらいはつくつてもらえないかというふうな希望もございまして。大臣、きょうは始球式で見事にストライクをほうられたようでございますけれども、ひとつそういう決意でもって今後障害者教育に對して取り組んでいただきたい、こういう気持ちを持っておるのでございまして、大臣から、今後の展望を含めまして、障害者教育についての御所

見を承りたい、こう思います。

○国務大臣(塩川正二郎君) とりあえず目下筑波技術短期大学の設置を決めていただきました。これの開校を急ぎたい。また、この学校の内容も十分充実したいと思っております。それをまず完成いたしまして、その後、仰せのようにコミュニケーションが十分にたれない障害者の方々に對してできるだけこういうことをするのがいいのかということとその段階でさらに前進していきたいと思っております。

○山本正和君 それでは三重大の水産学部の問題でお尋ねをしたいと思います。

生物資源学部という学部は、これは本邦最初の学部じゃないか、こう思うんですけれども、まず、一体どういう専門家をつくっていくのか。そしてまた、その専門家としての学生が社会の中に出ていった場合に、どういう方面で働いて活躍してもらえぬのか。そういうことも含めまして、生物資源学部というこの新しい学部につきましての御説明をひとついただきたいと思っております。

○政府委員(阿部充夫君) 三重大の生物資源学部を設置したいということで御審議を願っております。この学部は、御案内のように、最近科学技術が急速に進展をしております。農林漁業をめぐるといふ環境、社会構造等の変化も相当激しく出てきておるといふふうに認識をしておるわけでございます。このうちで、農水産系の学部に対する社会的要請というものが、従来のように単に農林漁業に直接に役立つ学問分野というだけでなく、幅を広げまして、農水産加工や流通経済等ともより、さらに遺伝子工学とかバイオテクノロジー技術による生物生産技術への応用とか、あるいは国土と自然生態系の保全等の非常に広範な分野にわたつての要請が出てきておる、こういうふうな認識をしておるわけでございます。

こういふような中で、三重大におきましては、これまで農学部と水産学部を別個の学部として持っておりまして、しかも農学部の中は幾つか

の学科に分かれておるといふような形であったわけでございますけれども、こういった要請にこたえまして、生物資源学部ということでこれを統合、改組をしようということがこのねらいでございます。これによりまして、これまで両学部の教育研究が別々に行われておりましたものを総合化をいたしまして、人間の生存に必要な陸海にわたる生物資源を共通の基盤とし、最近の急速な科学技術の進展と社会の要請に對して、先端的分野、学際領域にも即応する教育研究を行おう、こういうことをねらいとするものでございます。

より具体的にもう少し申し上げさせていただきますと、この学部の教育研究の対象となる主な生物資源といたしましては、一つは食糧、天然資源及び木材などの衣食住にわたる生活に必要な生物資源。それから二番目には、森林とか田園地帯の緑の資源のように、人間と共存しながら保水、酸素供給、観光、休養の場となる環境資源。そしてまた三番目には、これらの有用生物を育成する母体である土壌、水、大気等の自然資源、そういったものを全体を包括して対象として考えている。こういふものでございまして、この学部におきまして養成された人材というのは、一般の従来どおりの農林漁業の分野に進むという方ももちろん相当数あると思っております。さらには水族館等を含む種苗産業でのバイオサイエンス技術を用いた品種改良等を行う人材でございます。か、緑地計画施行等の地域工学分野で活躍できる人材、風致林育成や水源涵養等の環境保全の分野で活躍できる人材、施設内の植物育成環境の自動制御等を行う人材といったようないろいろな分野で人材を供給することができるとは思いません。

○山本正和君 国内の大学でいわゆるバイオテクノロジーの研究が随分進んでおる学校があるわけでございますけれども、この生物資源学部がそういう国内の各大学との連携をとりながら、これからの地球の上で人類が生きていくために果たすべき役割が非常に大きいと思うんです。

国内の大学との連携という意味で少しお伺いしておきたいんですが、いわゆる先端技術としてのバイオテクノロジーを突っ込んでおやりになっている大学、特徴的な大学で結構でございますから、少しお知らせをいただきたいと思っております。

○政府委員(阿部充夫君) 生物資源に関連する学部学科といたしましては、これまでは農学部、水産学部が中心ということで進んでまいりましたわけでございますが、近年はこれらの学部のほかに、理学部、工学部の系統におきましても、生物という広い観点から教育研究を進めようというふうな流れも出てまいっております。

例えば、東京工業大学には生物工学科が設けられるというふうなこともございます。似たような学科といたしましては、香川大学に生物資源科学科が置かれておるといふようなこともございます。また、申し上げれば随分いろいろあるわけで、東京大学には生物化学科あるいは京都大学には生物物理学科といったように、生物というものを少し広く考えていくというふうな流れが出てきておるわけでございます。そういった中で今回のこの三重大の構想も一つ出てまいりましたわけでございますが、学部レベルで生物資源という分野をそっくり対象にしてこれを教育研究をしていくというものは、国公立を通じて今回の三重大が最初というふうなことになるかと思っております。

いずれにいたしましても、こういったたいの、大学が相互に連携協力をしながらこの分野の教育研究を進めていただくことは大変結構なこととでございます。我々としてもできるだけ協力をしたいと思っております。

○山本正和君 実は今、自然生態系等のお話もございまして、生物資源学部として本当に発展していかないと、これは三重県に設置されたわけですが、三重県というのは北から南まで割合長くて、いろいろな生物資源そのものについても大変研究に適している場所でありまして、これは単にそういう国内だけの問題じゃなしに、これ

は国際的に大変関連のある学問といひましようか、例えば潮の流れ一つとりましても、これは本当に黒潮の流れをとことんまで研究していかなくやいけない。あるいは生態系といふことでも言いますと、一体熱帯林と温帯林との関係はどうなのかというふうな問題、いろいろ出てまいります。そういういたしますと、三重県にこれが設置されたといふことで県内でも大変大きな反響を呼んでいるのでありますけれども、我が国が国際社会の中で生物資源といふものはこんなに大切なんだといふふうな意味も含めて大変大きな意義があるといふふうなふうに思ふわけでございます。

ところが、実はちよつときのお尋ねしましたところ、これはまだ予算の段階まで入っていないやうでございまして、準備段階だといふふうにお聞きをしております。しかし、私どもの方で非常なことにこれは重要な問題だと思ふだけに、ことしの年度で出された予算の中で一体これはどの程度のものをお考えになつて予算をお組みになつたのか、ちよつとその辺をお知らせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 先生のお話にもございましたように、昭和六十二年度は形式的にこの学部を設置するといふことでございまして、実質は六十三年の四月から学生を受け入れて進行するといふことでございまして、これまでの大学の整備の方法といたしまして、学生を受け入れる年度から逐次必要な予算措置等を行つて充実に図つていく、こういう仕組みになるわけでございまして。したがういまして、昭和六十二年そのものにつきましては、予算額は総額で百七十五万円という程度の金額でございまして、これが来年度以降は必要に応じて相当膨らんでくるということになろうかと思つております。

○山本正和君 当面はまあそんなことだと思ふんですけれども、実は、海外でこの種の研究をやつておられる大学もあるやに聞いております。そういう海外との連携調査等になりますと、これは当然今の予算では話にならないわけでありまうすけれ

ども、文部省として、生物資源学部を設置してこれを発展させていこうということに絡みまして、本年度中にさまざまな構想をお練りになる中で予算といふのは、これはもう全然別個に考へて取り組んでいただけるのかどうか、その辺はいかがでございまいしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 昭和六十三年以降現実には動き出すわけでございまして、ことしの夏の概算要求時点で、大学側から今後の整備について大学側としてこういう対応をぜひしてほしいという御要望が出てくるものと思つてゐるわけでございまして。

私どももいたしましては、そういった内容につきましてこの学部が十分今後成功裏に発達、発展をしてまいりますやうな方向でできるだけの御協力はいたしたいと思ひます。中には、例えば外国の状況調査といふやうなことになりますと、特別の予算で措置をする場合もございまして、別途、学術国際局が持つてゐる予算等の中で対応する、いろいろなやり方があるわけでございしますが、そのやり方等は別にいたしまして、この夏の段階以降いろいろ御意見、御要望があると思ふものを伺つて適切に対応してまいりたい、かやうに存じております。

○山本正和君 私、三重県の出身だということも含めまして、特にお願いしておきたいんですけれども、三重高等農林学校といふのは大正十年に設置されました、もう六十五年になるわけですが、これは、三重県という県では高等専門学校といふのはこれ一つしかなかったといふことも含めまして、大変県民の中に親しまれてゐる学校であつたわけでございまして、それが中心になつて今日の三重大学ができてゐる。その三重大学に今度は生物資源学部といふものが新しくできたといふ期待が大変大きいわけです。大正十年に設置いたしましたときも、たしか建設費の半分を県が持った。八十九万円か何かかつたうちの四十四万円がしを三重県が負担したといふやうな歴史もございま

これは、確かに今国の予算面で大変苦しい時期ではございまいけれども、この種の新しい課題にこたえていかなければ、我が国はやっぱりこれからの二十一世紀の展望がないわけでありまうすので、したがつて、生物資源学部といふものを設置されたといふことを機会にひとつ文部省としてもいろんな角度からの御検討をぜひお願いしたい、こう思ひますし、大学側から今からいふような要望が出てまいりますけれども、単に大学側からの要望だけではなしに、国策としてこの生物資源といふものについて取り組むんだといふやうな観点も含めまして、本当に力を入れてやつていただきたい、こういうふうな思ふわけでありまうす。

ひとつ大臣、生物資源学部といふ新しい学部でございまいけれども、これを通じて、これから新しい学部を設置して日本の教育の中にこういう意義づけを持つてやつていくのだといふやうなことで、大臣からの御所見をお聞きして、三重県ばかりじゃありませんけれども、多くの学生にもこういう構えの新しい大学といふことをみんなに知らせていきたいといふふうな思ふのでございまいす。ひとつ御所見のほどを伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正太郎君) 三重大学の今回の新学部設置につきましては、大学の強い意思がございまして、こういう方向を決めたのでございまいす。私は、これは新しい大学の行き方の一つだと思つて、高く評価しております。

結局、ねらつておられるところは、今日科学技術が進んでまいりますと、学際間の問題の扱い方につきまして、それぞれ単独の学部ではできない問題がたくさんございまして。そういうことから三重大学がこの方針をとられたと聞いておりまして、まさに時代の要請に着目したものだ。特に、今後は大学としてバイオテクノロジに十分な力を入れていきたいといふことも、この前学長自身もおっしゃつておりました。こういうねらいといふものは私は非常に結構だと思つておりまして、今後とも全国にございまいす地方の国立大学で学部編制等を積極的に相談に乗りつつ大学の自主性を

持つてそういう新しい方面を開拓していただくことを指導もし、また、それも支援していきたい、こう思つております。

○高木健太郎君 私は、もつぱら筑波の短期大学の設立に關することでお伺ひ申し上げたいと思ひます。

まず第一に、どう理由でこの短大といふものを設立されたかといふことについてお伺ひしたい。

第二番目は、これまで視覚障害者といふのは鍼灸とリハビリといふやうなものが主体でございまして、今度新たに情報処理をおつくりになつた。また、聴覚障害者に対しては新しい部門を三つお設けになつた。その理由をお伺ひ申し上げたい。

最初にそれだけお聞きしたい。

○政府委員(阿部充夫君) 筑波に技術短期大学を設置したいといふことでお願いを申し上げております。これは、近年身体障害者に関する教育の進歩、身体障害者御自身の学習欲求の増大といふやうなことを踏まえまして、高等学校段階に引き続く障害者のための高等教育の機関を設けようといふことにいたしましたわけでございまいす。

視覚障害者及び聴覚障害者を対象といたしております。一つには、両種の障害者に対する高等教育の機会の拡充に資するといふこと、二番目には両種の障害者の職域を拡大し、その社会的自立を促進したいといふこと、そして三番目には最近の科学技術を応用して、この短期大学の場で障害者教育のための新しい教育方法の開発等を行つて、また、その成果を既設の大学等に及ぼしていきたい、こういうやうなことをねらいとしてこの短期大学の創設をいたすことにしたものでございまいす。

この短期大学には、ただいま先生のお話にもございまいしたやうに、聴覚障害者関係としてデザイン学科、機械工学科、建築工学科、電子情報学科の四学科。それから視覚障害者関係といたしまして鍼灸学科、理学療法学科、情報処理学科の三学科を

置くということにいたしました。この学科の選択に当たりましては、これまでの伝統、過去の経緯等から十分な分野の教育が可能であると思われ、もう一つは、将来を見通しまして、この分野について障害者の方々も十分可能性があるというような分野といたしまして、この七種類の学科を選んだわけでございます。

個々について申し上げさせていただきますと、まず一つはデザイン学科でございますけれども、聴覚障害を持つ方々というのは造形美術感覚というのとはかなりずれておられるという方々が多いわけでございますので、そういったことを念頭に置きまして、広告印刷物及び公共表示に関するビジュアルデザイン、工業製品に関するプロダクトデザインあるいはニューメディアに対応するコンピュータグラフィックのデザインというようなたぐい教育を内容とするものでござい

ます。機械工学科につきましては、力学等を中心としながら機械の自動制御機構等について研究し教育をする。あわせて電気や電子工学についての教育も行うというような学科でございます。建築工学科につきましては、建築計画、建築構造及び建築設備の各コースに分けてまして教育をしていこうというものでございます。

また、電子情報学科につきましては、電子回路技術及び情報処理技術についての十分な教育を行います。情報通信及び計測制御を扱う電子工学と、それから各種の情報処理技術を扱う情報工学、こういう二つの専攻に分かれてましての教育を行うというものでございます。

以上四学科が聴覚障害の関係でございます。

それから、視覚障害の関係につきましては、鍼灸学科でございますが、これはよく御承知の分野でございますが、基礎医学と臨床医学について現代医学との有機的な関連性を持たせた鍼灸教育を行うと、特に臨床教育については重点を置いていこうというようなことをねらいとするものでござ

います。

それから、理学療法学科につきましては、基礎医学、リハビリテーション医学等についての十分な教育を行いまして、特に視覚障害に応じた個別の治療指導に重点を置きながらやっていきたいというようなものでございます。

また、情報処理学科でございますが、これは、数学を基礎にいたしまして点字情報を含めた情報処理技術について教育を行いまして、情報システム及びオフィスオートメーション等に関する専門的な教育を行っていくというようなたぐいのことをねらいとするものでございまして、それぞれ関係の分野の先生方等にお集まりいただきまして多年にわたりまして議論いたしました結果、当面この七学科で行くのではないかと結論になっているものでございます。

○高木健太郎君 今、新しい機器の開発ということとがございましたが、私は、皆さん御存じのように、視覚障害者というのは非常に手の触覚が鋭敏であるということを知っております。また、聴覚障害者にも何か特有なことがあると思うわけで、機器の改良ということももちろん大事だと思っておりますけれども、そういう実用面ではなく、我々が非常に目がよく見えるというようなことがあるいは親指というものが非常に感覚がいいというようなことは、大脳の皮質の面積がそういうものによつて広がっているということが非常に大きいわけですね。例えば、目から入ってくる目の感覚領域というものは、人間では他の動物に比べて非常に広いわけですね、言語の中核というところも他の動物に比べて非常に広いわけですね。恐らく視覚障害者の方は、我々普通の人間に比べて、暗眼者に比べてその触覚の領域が非常に広がっているのではないかと、あるいは思うわけですね。どれくらい訓練すればどれくらい広がっていくかというようなことも恐らく研究の対象になるし、私は、将来これは非常に大きく視覚障害者の資質の向上のために役立つと思うんですね。だから、ただ新しい機器を導入するという経験的なことじ

やなくて、もっと基礎的なこともその中に含めていく必要があるのではないかと、こういうことをひとつ提言をいたしたいと思っております。これは、また後で短大の大学化ということについて申し上げますようと思っております。

次に、短大にしようというわけですが、これも、現在、高等部の専攻科というのがある、この前も御質問がございまして他の委員からあったかと思ひますが、そういう専攻科がある。そういう専攻科、それからまた民間では京都の方に大学が一つございまして、こゝしその卒業生を初めて出しました。また、関西の方に私立の鍼灸の短大があるわけですね。今度おつくりになるという短大はこれらとどう違うのか。いわゆる専攻科とどう違うのか。また、民間につくられて短大や大学とはどのように違うのか。余り長くは必要ありませんが、ここが違うんだと、こういうことを文部省は目指しているんだという特異な違いがあったらばそれを御説明願いたい。

また、短大にされたならば、恐らく専攻科とカリキュラムは違うと思ひますけれども、どこがカリキュラムが違うのか。また、教官の質、数というものが専攻科とはかなり変わってくると思ひますが、それはどれくらい違うのか。

以上三点について、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 専攻科との違いについてのお尋ねでございますが、これにつきまして、先生御案内のように、専攻科と申しますのは、高等学校におかれまして、高等学校での教育をさらに深めていこうというのをねらいとするものでございまして、要すれば中等教育段階の中での組織でございます。したがって、その実際の運用も、技術面での能力をさらに深めていくということが主たるねらいになるのではないかと思っております。

これに對しまして、短期大学という形でつくりますと、これは大学でございますので、学問研究に裏打ちをされた、学問研究そのものを行います

てそれに裏打ちをされた、学問に基づいた教育を行うという意味で、同じような内容を取り扱うにいたしましたもかなりレベルの高い水準を目指すというところになるかと思っております。

そういった点から見ますと、実際に教育を行います場合に、カリキュラムの問題につきましても、例えばこの短期大学の場合には、一般的な医学等についての基礎知識を十分与えながら、その上で、鍼灸科の場合でございますけれども、鍼灸の面での技術、能力等を身につけていくというような、かなり学問的な内容を含めた深い内容のものを指導していくということに、いろいろな分野においてなっていくと思っておりますし、また、短期大学でございますから、一般教育あるいは基礎教育という段階での人間性の涵養でございますとか基礎的な能力の育成というような面に相当力が注がれるということになるかと思っております。

教官の人数につきましては、これからの予算でセツトをしていくことになるわけでござい

ますけれども、相当数の定員措置を行うということに相なるかと思っております。

それから、私学との関係について、私立の四年制大学及び短期大学、いずれも関西の方であったかと思ひますが、鍼灸関係の学科を持った大学があるわけでございまして、今回のこの筑波の技術短期大学は、一般の、現在あります私学が障害者をも含めて対象としておりますけれども、実質的にはほとんどが一般の健康学生であるというようなことと対比いたしますれば、この短期大学の場合には、先ほども申し上げましたけれども、身体に障害のある、視覚障害、聴覚障害のある程度重い障害を持つておられる方々を主たると申しますか、専ら対象としたしまして、これをつくっているというような点での違いがござい

ます。また、もちろん鍼灸以外の学科をいろいろな分野でこの短大は設けておりますので、そういった点での違い等も当然あるわけでござい

ます。○高木健太郎君 専攻科も三年課程でございます

し、今度つくろうとされている短大も三年である。それに研究的なものも入れるとかいろいろ一般教養的なものも入れる。これは非常にいいこととでございませうけれども、一方では、鍼灸というものは、今のところは理論というよりもまだまだ技術の面が多いわけでありまして、短期大学で研究するというのは少し無理じゃないかと思ひますね。そうとさえも思ひます。もしもそういう研究も入れて本気でやろうというならば、私は短期大学よりも大学の方がいいんじゃないか。そうでなければ、カリキュラムが非常に密になりました、ただでさえ御不自由な障害者の方は、とてもそれについていけないんじゃないか、私はそういうふうに考えます。

それから、弱視の方もおとりになるんじゃないかと思うんですけれども、これまで〇・三以下という方は盲学校の方へ入学されておられるわけですが、この場合もやっぱりそのような基準でおとりになるのかどうか。いや弱視はだめだというふうにお考えになっているのかどうか。それが第二点ですね。

第三点は、そのような過密なスケジュールだ
あるいはカリキュラムであるというならば、単に
時間割を密にするだけではなしに何らかの工夫を
されているんじゃないかと私は想像するわけで
す。あるいは今後そういう新しい機器を入れなけ
ればこの三年の間に専攻科以上の課程を履修させ
るということが困難であると思えば、かなりの工
夫が私はされなければならぬ。また、国立とし
て恥づかしからぬようなそのような設備と施設を
私は必要とするのではないか、こう思いますが、
その点についてどのようにお考えか、ひとつ御意
見を承りたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) この短期大学におきましては、先ほど申し上げましたようないろいろな要素を盛り込んで充実した教育を行いたいと、こう考えておるわけでございます。そういった点でいえばカリキュラムがかなり過密になるのではないかと、この御指摘もあるわけでございますけれども、

も、ただ、今回の場合には、教員組織等を相当なくさん整備をいたしまして、また、実際に教育の方法等につきましても、少人数教育、十人程度の少人数教育というようなことを基本に、さらにいろいろな形での新しい機器の導入等も行いまして、例えば授業システムにつきましても、授業においては教官が学生に口の形を見せ説明を行いながらコンピュータの入力盤に文字、図形をかいて大型テレビで見せるようにするというような、聴覚障害の関係で言えばそのような方式もございいます。あるいは、点字のディスプレイ等を用いまして、視覚障害関係の学生がコンピュータの端末装置として活用できるようにするというようなこと等、いろいろ工夫をいたしまして教育の効果を上げていくという努力をこの大学ではいたしたいと思っておるわけでございます。

それから、弱視の方々の取り扱いでございますけれども、これにつきましては、現在のところこの準備室で考えております構想といたしましては、入学の一応の対象者として両眼の視力が〇・一未満の者ということを対象にしておりますが、視力が〇・一以上〇・三未満の者等につきましては、将来点字による教育を必要とすると思われるような方については対象としようということでございますので、弱視の方々が全部対象外ということではなくて、弱視の方々についても一部対象に入るような範囲を考えておるわけでございます。

○高木健太郎君　ちよつと話は変わりますが、私の請求によりまして文部省からいただいた資料が

ございます。それは、「盲学校の数、生徒数の推移（過去五年）」という、この数値をいただきました。学校数でございますが、五十七年度には盲学校は七十二校であった。それが、六十年年度までは七十二校でございましたが、六十一年度になりますとこれが七十校に減っております。まず、この理由はどうのようにお考えになるかということなんです。私、推察するのには、だんだん盲学校の方へ入らなくなっている。普通学校へ入学するという。そういう希望が多くなっているんじゃないかとい

うことですね。それから、現実には視覚不自由の方が減少しているのではないか。五十七年度には小学部の児童数が千六百八十八でございましたけれども六十一年度には千五百五十になっているわけです。これがどういう理由でこのように減つてきたか。これは大変結構なことですけども、どうしてこうなったのか。それから、遺伝的の疾患がこの中かなり含まれているのだと思いますが、そういう疾患別、あるいはそういう視覚障害に至った何か原因を調査されたことがございますか。お聞きするところによると、最近では未熟児網膜症、そういうこともあると聞いておりますが、何か病気の方で変化がございますかどうか。

まず、学校数の減少、それから盲学校へ入学する児童数の減少、その原因、こういうことについてお聞きしたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) 盲学校の児童生徒数が減少してきておるわけでございますが、御指摘にございましたように、昭和五十七年度で小学部の児童生徒が千六百八十八人でありましたものが逐次減つてまいりまして、昭和六十一年度には千五百五十人というようなところまで落ち込んでゐるというように、全体としてかなりの減少傾向があるわけでございます。これはどういう事情が詳しく調べてはおりませんけれども、一つには、全体の児童生徒数がベビーブームのピークを過ぎまして減つてきているということの影響が一つと、それからさらに、私どもの関係者は、医学が進歩したことによつて盲学校へ入らないでも普通の学校へ行けるという子供たちも出てきたのではないかというようなことを申しておりますが、詳しい調査をいたしておりますので、詳しいことまでは承知をいたしております。

なお、学校数が減少いたしましたのは、やはり児童生徒数の減少と関連をいたしておりますて、児童生徒数が減少したために一部の地域で学校の統合等を行ったということが原因のようでございます。

○高木健太郎君 この原因を調べておかれること

は、私は非常に大事なことにゃないかと思えます。できれば、これはゼロにまで持っていけるのじゃないか、やり方によれば。そういうことが根本的な解決になりますので、そちらの方もぜひ調査を進めていただきたい。

それから、話を聞きますと、最近盲学校に入る生徒が少なくて学校の先生がぜひ盲学校に入ってくれというふうに、運動と言うのはおかしいですが、そういうことで回っておられるという話も聞きました。実際、六十一年度を見ますと七十校あるわけですね。「小学部児童数」と書いてありますけれども、これが千百五十ということになりますと、これは六学年です。そうすると、一学年でいいますと、これを六で割りますと大体二百人ぐらゐになるわけですね。それが七十校にイーブンにということになりますというと、二百人を七十で割りますからして、大体一校一学年三名ということになるわけですね。それは先生からすれば五人やそこらは教えたいと思われるでしょうし、そういうこともございますから、これらを今後どういうふうにやっていけば、先生も満足して教育ができるし児童もまたそれによつて満足ができるというようなことももう少し考える必要があるかどうかと思いますが、これについては、文部省としてはどういう対策を——今後どんな盲学校の数で減らされて、減らされると地域差がだんだん出てきますから、非常に不便なところもできてくるでしょうしね。だから、そうではなしに、小学校や中学校はもう普通の小中学校に入れるというふうに将来考えていくのか、こゝら辺もひとつお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 児童生徒数の減少によりまして、いろいろ、将来のための検討すべき課題、宿題等が出てまいっております。先生から御指摘いただいたようなことも大事なことであると思っております。これらにつきましては、現在初中局の方で種々検討していると思えますけれども、先生の御趣旨をよく初中局の方に伝えまして、検討を続けるようにいたします。

○高木健太郎君 それから、中学部、小学部の数が大体千二百から千二百ぐらいなんです。ところが、高等部の生徒数になりますと、四千台に近づいていまして、約四倍近くの数にふえています。これはどういふわけですか、いふわけは、普通学校に入っておった人が高等部になるといふと、高等部の専攻科とかそういうことのためにこちらに移つてこられるのかどうか。それはどのようなふうに移つてこられるのか、いふわけは、

○政府委員(阿部充夫君) 小学部、中学部の場合と高等部は、若干様相を異にしておりますのは事実でございます。これは一つには、まだ急増のピークが高校の場合には過ぎていないというあたりところもあるわけでございますけれども、そのほかにも、入つてこられる生徒さんたちが必ずしもその年代の人たちではなくて、相当の、成年期に達したような人たちが入つてくるのか、あるいは弱視学級などで、普通の学校の特殊学級にいた子供さんたちがこちらへ入つてくるのか、いろいろの多様な方々を高等部では受け入れておるといふような事情がございます。そのほか留年者等もあるわけでございますけれども、そういうたぐいのことで高等部の場合には、小学部、中学部に比べて数が相当多くなつていふのが実態でございます。

○高木健太郎君 それにしても随分数が違ひますからして、その中身がどういふふうになつていふか、これも一度ぜひ教えていただきたいと思います。

それから次に、もう一つ私がお願ひしていただきました資料が、「盲学校専攻科理療科の卒業者の進路状況」というのをいただきました。そういうことを調べていただきますと、「はり師・きゅう師」は、これは六十三年の三月の卒業生でございますが、それが全体で四百七十七名、そのうち、「はり師・きゅう師」になつた人が二百九十三名、「あん摩マッサージ指圧師」といふのが九十三名、それから「理学療法関係」が十二名、あるいは「教育助手」が五、以下はわずかでございますが、「はり師・きゅう

師」の二百九十三というの私はちよつと多過ぎるんじゃないか。私、数までは調べたものではございませんけれども、実際は専攻科を出まして、そして鍼灸の国家試験を受けますか、あるいは鍼灸師の資格をとりまして、そして直ちに開業ということ、やつていられる方は恐らく極めてわずかにないかと思ひます。

調べてみますと、開業する人、いわゆる自立してゐる人は極めて少ない。どういふふうにしてゐるのかというと、鍼灸師のこの助手として入り込んでおつて、それで自分では自立はしない。というのは、最近鍼灸師は、毎年普通の専修学校から出てくる人だけでも二千人か二千五百人ぐらゐるんじゃないかと思ふわけですね。それからまた盲学校から出られる方もあるわけですね。全部合せて二千五百人ぐらゐるわけですね。やないかと思ふんです。そういう人たちが新しく開業しようと思つて、開業資金も要りますし、それから昔ほどは鍼灸師にかかる人が少なくなりまして、過当競争的になつて、暗黙者の人でもなかなかそれをやつていけない、そういう状況でございます。そういう意味では、鍼灸師と書いてございまして、鍼灸師をもつて自立をしてゐる人はこの数よりは少ないんじゃないか。これもひとつぜひ調査をお願いしたい。

大抵は、今申し上げましたように開業してゐる人の助手になつて働いてゐる。大部分、六〇％はそうじゃないかと思ふんですが、あと四〇％は病院で働いておられる。医療機関ですね。大きな病院で働いておられる。この方が四〇％ぐらゐるわけですね。しかし鍼灸師としては働いておられないんです。働かないんです。何をしておられるかといふと、マッサージをしておられるということですね。それは、鍼灸師を医療機関では雇えないんです。医療機関の方では、鍼灸のいわゆる保険がありませんからして、病院の方で働くことはできなくてマッサージでやる。そうなりますと、鍼灸師の人はマッサージしかできないという、せっかく勉強した鍼灸を、自分の力をそこで発揮す

ることができない、こういう状況になりました。これは何もいふゆる視覚不自由者だけではなしに、すべての鍼灸師の方に共通することでございます。

こういうことを私申し上げるのは、短大をつくつて立派にやつていくというところは、こういうことをおつくりになつたという理由として、先ほどいふゆる短大といふことを申されたわけですが、就職口の拡大とかそういうことをお考えになつてゐるけれども、短大をたまた卒業されても、恐らくその先はかなり細いんじゃないか、狭いんじゃないか。やつぱり何か工夫しないといふと、狭いところへまた、せつかくカリキュラムで一生懸命過密なスケジュールをこなして、ほかの人よりも勉強して出てきたのに、出てくれば鍼灸師という資格しかないんです。だから普通の専修学校やあるいは高等部専攻科を出た人と全く同じにしか取り扱われない。こちら辺を解決しておかなければ、学校を建ててもそれが生きないんじゃないか、こういうことを私は懸念するわけです。その点については何かお考えがございましてか。

○政府委員(阿部充夫君) 鍼灸師の需給について、いろいろお考えをいただいたわけでございます。私も、医療機関としての病院、あるいは鍼灸師の就業状況等を直接所管しておりませんので、詳しいことは承知しておりませんが、ただ、先ほど先生の御質問にございました「卒業者の進路状況」で、はり師・きゅう師二百九十三人というものの内訳でございまして、自立をしてゐる者はこの数字の中では七十九人だそうでございます。他の方々は病院に勤務をしたり助手をやつたりといふようなことであらうかと思ひます。

卒業者の処遇についてのお尋ねでございますが、御案内のように、現行制度上は、専攻科等において鍼灸師の資格を受けた方々と制度上は全く同じ仕組みでの免許ということになるわけでございます。これを現在の段階でどうしようといふことは考えておりませんが、ただ、内容的に

非常に充実した教育を受けてきた人といふことで、社会にいろいろな分野に受け入れられやすくなつてくるであらうといふこと、そして、それがいろいろな意味で鍼灸師全体、あるいは障害者の方々の全体のいろいろな意味での水準の向上に役立つといふことを期待しておるわけでございます。いわば就職関係等につきましては大学側もこれからのいろいろな努力をしていかなければならない課題であるといふことは認識しておるわけでございます。

○高木健太郎君 私は、この短大を国立でお建てになつたといふことには非常に賛意を表するわけですね。それは、こういう鍼灸師とかそういうものを短大を出して勉強させて質の高い者をつくらうじゃないか、それは国がやるんだといふことは、これまで関西の方にできた短大だとか大学と違ひまして、一段と私は重みがあると思ふんです。ただ、こうなりますと、普通の鍼灸師、専攻科を出た視覚不自由の鍼灸師、短大を出た者、大学を出た者、いろいろと変わつてくる。いろいろの種類があるが、それが同じ鍼灸師としか取り扱われない。こちら辺は私は、きょうは時間がありませんから厚生省の人は来ていただかなかつたわけですが、私も、また機会がありましたら、私厚生省の方とよくひとつ突き合せて、こういう理学療法士の方、あるいは鍼灸師の方のようになつて、この医療、医療とは言ひませんが、医療類似行為に関係していかれるかといふことを十分ひとつ御議論をしていただきたいと思います。そしてきょうの新聞だつたと思ひますが、読売新聞に、「全盲の早大生」といふのが載つております。川島昭恵さんといわれる方ですが、四百十三名の第二文学部で第二位の学業成績で卒業されたといふことですね。ところが、残念なことには就職が決まらなかつたといふことですね。「これまで目が不自由だといふことを不幸だと思つたことはなかつたけれど、就職問題で初めてわが身の不幸せを恨ん

だ」と、こういうふうを書いてあります。「でも」と川島さんは言つて、「これまでも目が不自由で社会に出た人は大勢いるはず。企業がこんなに冷たいのは、こうした先輩が社会の壁に対してあつさりあきらめ過ぎたからだと思ふ」と、自分はあきらめぬで一生懸命頑張るんだ、こういうふう

に言つてゐる。私は、早稲田で四百何十人の中で二番で出たというのは大したものだと思うわけですね。しかも目が不自由であつて。こういう方が、私がこれまでつき合いました視覚不自由者の方で鍼灸師の方もおられるわけです。だから、大学の名前は別として、いろんな大学の研究室に入つて、ぜひ自分は鍼灸の勉強をしたい、基礎的な研究をしたいという視覚不自由者の人が大勢おられるわけです。しかも、立派な仕事をおやりになつて

いるわけですね。しかし、その人たちは学位というのには取れないわけなんです。やつてもやつても、いつまでたつても鍼灸師である、こういうことなんです。

私は、この後お願いしたいのは、今度は短大を六十五年から発足しよう、新しい構想を持つてやろう、こういうふうにお考えで、それは大いに私推進していただきたいと思ふんですけれども、しかし、今後、こういう特殊な短大をどのようにしたら喜んで、しかも社会にも本人にも喜んでいただけるか。こういうふうな構想は、たとえ学校はまだできなくても、私は今のうち考えておかれるべきじゃないかと、こう思つております。

専門学校を出た人がその三年に入つてくる、こういう構想で文部省はおつくりになつたわけです。同じような理屈をこの短期大学に将来お考えいただけるかどうか、こう思ふわけですね。

それは、高等部を出まして専攻科に入ります。その専攻科が三年であるわけですね。三年で現在教員免許証、普通の高等学校までの教員免許証をもらえる人は、理学科の理学療法ですか、理学科教員養成施設というものを出版すればそういう免許証がもらえるわけです。普通にあるいわゆる専修学校の教員養成科を出しても、それは専修学校でしかいけないし、免許証はないわけです。教員免許証はもらえないで、非常に限られてゐるわけですね。こういうものも今大塚にあるわけですね。文京区の大塚にこういう教員養成施設というものがございまして。この人たちはこれだけの教員免許証しか取れない。そこで、今度おつくりになる短期大学を大学にされて、それで専攻科から出てきた人はそこに、三年に入れてあげる。そして、

そこを出れば大学を出ますから、今度はそれに對して大学院の修士課程に入学できるような資格を与える。希望者は、そういう道を二つつくつてやることにしよう。非常に大きな励みになるのではないかと、私はこう思ふわけですが、その点についてはどういふふうにお考えでしょうか。まだほかにも何かお考えがあつたらお聞きしたいのですが、ぜひこういうことをひとつ構想の中に入れて入れていただきたい、こういうふうにお考え願ひます。

○政府委員(阿部充夫君) ただいま御提案がございましたように、この短期大学を四年制大学にする、あるいは大学院をつくる、教員養成の免許状も出せるようにする、あるいは理学科教員養成施設等のつながりも考えると、いろいろ有益な御提案をいただきました。伺つておつたわけでござい

ます。私も、現在の立場としては、我が国で初めての短期大学をこれから手をつけていって、六十五年から学生を受け入れて、そして三年間で学年進

行で完成させる。そのためには教員をまず全国から公募しなければなりませんし、そういった適切な教員を一生懸命確保していくこと等を含まめまして大変な作業をしていくわけでござい

ます。そういう意味から申しますと、まずはこの現在お願いしております短期大学を完成させ充実させるといふことを当面の最大の目標として取り組んでいきたいと思つておるわけでございまして、もちろんそういった検討、実績を積んでいく中におきましても、これの将来の構想の問題につきましても、御指摘のございましたようないろいろな点も考えられる点として、またほかにもいろいろな構想もあり得る点として、現在お願いしております短期大学を全体として、現在お願いしております短期大学の実績や社会的な御意見、御要請、いろいろなものに耳を傾けながら将来構想を検討していきたい、こんなふうなつもりでおるわけでござい

ます。○高木健太郎君 私がこういうことを申し上げるのは、今現在ある専攻科ではないかもしれません。が、とにかく短期大学をたくさんつくつていくんだと、そういうことをおやりになると、失業者をたくさんつくつてくることになるんじゃないかということとを心配して、それよりも少数でもいいから質のいいものを、それは各地区じゃなくて、例えばある地区地区にそういうものをおつくりになる、それは大学として、国としてしっかりおやりになる。それでまた、これは身障者だけではないに、

晴眼者に対してのそういうものも将来考えるといふふうにしなないと対応できないんじゃないかと。と申しますのは、御存じのように、いわゆる東洋医学というのは中国がやつておるわけなんですけれども、我々の先生なわけです。中国ではみんな大学で、普通のメディカルドクターと同じように養成しているわけです。それから、欧米でも鍼灸の学校というのはないんです。だから、みんなメディカルドクターが鍼灸を勉強してやつてい

ますから、基礎が違うから、日本が非常に東洋医

学が発達しておると思つてやつてきてみたら、全然力がない。どういふことだろうといふふう

に諸外国から思われてゐるわけなんです。そういうこともございまして、たくさんつくつてはなしに、この短期大学を一つの核にしまして、将来はそれを大学にする。そして、幾つかつていく中に、身障者だけじゃなしに、ほかの大学といふことにも頭を向けていただきたい、こういうことが私の言いたいことだつたんです。これは文部大臣もぜひひたひた頭に入れておいていただいて、まだ五、六年先でございまして、ちよつとそこまで覚えておかれるのは困難かもしれないませんが、非常に今それが大変なんです。ね。たくさんの方々があつて始末に困つておるわけですね。そういう意味で、文部省がこへ一つ短期大学をおつくりになつたといふのは、大きなポイントをとばんとやられたといふ非常に大きな進歩の一つだと思ふんですけれども、このままではだめです。と、こういうことを申し上げたいわけなんです。

もう一つ申し上げたいのは、筑波のこの短大には東洋医学診療センターといふのを附属としておつくりになるということですが、それはそれでござい

ます。○政府委員(阿部充夫君) これから予算折衝といふことにまた来年度以降なるわけでござい

ますけれども、この構想の中の重要なポイントとして、そういう診療センターをつくりたいといふことを考

校は二年半で出てしまうわけなんです。ところが、患者というのを一つも診たことがないんです。

はりというものは、中曾根総理も自分でおやりになつていますし、胡耀邦におい、刺してやろうかと言われたそうですが、胡耀邦からこうやられたというのを聞いております。また、国会の先生方の中にも鍼灸というのを愛好されている先生もおありなわけです。

ところが、鍼灸師というのは国家試験、地方自治体による試験で鍼灸師になるわけですから、それが患者というものにさわたったことがないんです。それから病気のことも診たことがない。診たことがないといつても風邪ぐらいは診るでしょうけれども、本当の病気のものを患者の前に置いて診たことはいわゆるですね。辛うじて明治鍼灸大学には附属の病院あるいは関連病院がありまして、そこへ行つて患者を診て勉強しているという、大学ではそうやって。今度附属として東洋医学診療センターというものをあつくりになるというの、そういう意味では私非常にいいと思うんです。

非常にいいんですが、それじゃほかの専攻科はどうなっているか。それからほかの専修学校はどうするんだ。ここはいいがこつちが悪い、私はそんなものじゃないと思うんです。人間の体を診るのにここでいいというのではないわけなんです。ここまでは最小限度入れようというところであれはやはり全体をそこへそろえるべきじゃないかなと思うわけで、少なくとも現在の専修学校は、これは厚生省の管轄になりますけれども、専修学校でもあるいは盲学校における専攻科でも、ある程度何か体をさわらせる。それからまた、現在は解剖も何もございせん。視覚障害者の方には解剖はございせんから、我々はいろいろ便宜を図りまして、大学の中へ連れてきて、そして死体をさわらせる。そのことによって、内臓は、肝臓はこうですとか、いろんなことを我々はお手伝いをしておるわけですね。そういうこともございます。

から、医療センターができるということは私はこれは非常に望ましいことでございますが、ほかのアンバランスが大きくなるということは私はこれはぜひ何とかお考え願いたいと思います。

そういう意味で、もう時間がなくなりましたので、文部大臣に私お願いをしたいと思います。鍼灸師あるいはこういう視覚障害者の方で、先ほど申し上げた川島さんのように、頭が非常によくてそれから研究意欲も旺盛で、そういう方がおられるわけですね。そういう方が大学なり研究所なりあるいは医療機関なりで、自分はこので勉強したいというときに、それを受け入れてやるように大学が門戸を開いていただきたい。これが第一点です。これは何とかして国立の大学なり研究所なり、そういうところで勉強したいという者には特別にそれに対して便宜を与えてやるような方策をひとつ講じていただきたい。これが一つでございます。

もう一つは、これは多分五十年より以前に思いましたが、四十七、八年だと思ひますが、日本学術会議から、日本は東洋医学のメッカだと言われているのに、実は国立の研究所というのはないわけですね。立派な研究所というのは全然ございせん。いわゆる鍼灸師というののだけでございまして、その人たちが勉強しようというところでもない。あるいは鍼灸とは何物だということを鍼灸師にさせるというところはできないのです。また、医学部の先生がそういうことに携わるといふことは余りおやりにならない。ところが、欧米でも中国でも、中国は鍼灸の大学を今度北京につくります。そういうように、世界の状況がそうなっているのに、日本古来からの一つの医療である鍼灸が本当に片隅に追いやられている。そういう意味で、この短大も私非常にいいと思うんですけれども、願わくは将来国立の研究所というものをひとつつぎひこれも脳裏にとめていただきまして、将来、東洋医学というものが日本にあれば非常に勉強になったと世界のうから言われるように、そのようにしていただきたい。この短大の設立を契機

としてそういうことを文部大臣に申し上げまして私の質問を終わりたいと思ひます。文部大臣、何か御感想がございましたらお願いをしたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正一郎君) 私は、この方面は全く無知でございます、いろいろと今お話を聞かせていただきまして、非常に参考になったと思つております。これから鋭意そのような方向で努力をいたしたいと思ひますし、またこれは、私は一つは時代の要請がやはりここに來ておると思うのでございまして、そういうこともわきまえておいていい整備していきたいと思つております。

○高木健太郎君 終わります。

○諫山博君 筑波技術短大について、数点お聞きします。

入学資格は、盲聾学校の対象となる生徒に限定されるべきだと思ひますし、そのような立場で準備されているだろうと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(阿部充夫君) この技術短期大学におきます受験の資格でございますけれども、御指摘のように、盲聾学校の高等部を卒業をした者ないしはそれに準ずるような視覚及び聴覚の障害を持つてゐる者というようなことで、程度から言へば相当重度な方々を中心に受け入れるというようなことにしたいと思つております。

○諫山博君 初めの構想では、歯科技工科が設けられることになつていたと聞いています。聴覚障害者にとつて歯科技工というものは極めて適切な職業だと思ひますし、なぜ歯科技工科がなくなつたのか、これから復活する計画はないのか、お聞きします。

○政府委員(阿部充夫君) 当初、昭和五十六年でございまして、御指摘の構想がまとまりましたときに、御指摘のように歯科技工科というものを一つの対象として入れておつたわけでございますが、その後、さらに諸般の状況を考えながら計画を詰めていきます段階におきまして、特に歯科技工士につきましては、最近その養成が積極的

に図られてきているというような一般的な状況があるため、むしろその養成の抑制というようなことが宿題になつてゐるというような状況があるというふうなことでございまして、今後の状況を見ながら対応するというにございまして、当面これだけでございまして。

○諫山博君 聴覚障害者の選ぶことのできる職業というのはいろいろ限られます。歯科技工というものは、だれが考えても聴覚障害者に一番適切な仕事だと思ひますし、ぜひこの点は前向きに検討してほしいと思ひますけれども、いかがでしょう。

○政府委員(阿部充夫君) ただいま申し上げましたような事情で第一期の当初の計画からは外すというにいたしましたわけでございますけれども、今後、さらにこの短期大学を整備していく段階におきましての検討の課題とさせていただきますと思ひます。

○諫山博君 文部大臣にお聞きします。視覚障害者の場合には、理学療法学科を出ても民間の病院になかなか就職しにくいというのが実情です。特に全盲の場合には、民間の病院に就職することがほとんど絶望的という状況です。そういう中で、国立病院、公立病院が積極的にこういう人々を採用すべきだと思ひます。文部省としては、その立場から関係省庁といろいろ前向きの折衝をしていただきたいと思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(塩川正一郎君) 私もその事情は十分知りませんけれども、仰せのとおりだろうと思ひたりいたします。ついては、国公立、そういう病院等に対しては要請を、厚生省との間で、当局を通じて交渉いたさすようにいたします。

○諫山博君 この際、大臣に二つのことを要望したいと思ひます。一つは、障害者のための大学を、筑波だけではなくてもっとたくさんつくつていただきたいということですね。

もう一つは、せっかくできる国立大学ですから、障害者の要望、期待にこたえるような民主的な大学として充実していただきたいということです。

この点、大臣の御見解をお聞きます。

○国務大臣(塩川正十郎君) 障害者の高等教育につきまして、先ほど来局長から言っておりますように、今まで一般大学をできるだけ開放してまいりましたけれども、施設なりあるいは教授方法等いろいろ問題がございます。いまは短期大学を充足しようとしたわけでございますが、これは一つの私は充足であると思っております。これだけに限らず、今後ともこういう関係の機関を、高等教育機関を充実していかなきゃならぬということは、先ほど申しました時代の要請だと思っております。鋭意努力してまいります。

ただ、民主的学校とおっしゃいますけれども、これはちょっと私もどんなことかと思つて、わかりませんけれども、とにかく学校が今やっておりますのは、学校は、私は一番民主的に運営されておるように思いますが、もし欠陥があれば、御指摘いただければ結構だと思います。

○諫山博君 どういう民主的な大学を期待するかというの、いろいろ私たちとして考えがあらますけれども、ここは時間が制限されていきますから、次の問題に移ります。

我が国に今いる留学生の問題についてです。昨年五月一日付の我が国が受け入れている留学生の数は一万八千六百三十一名で、十年前に比べたら大体三倍以上になっていると思ひますけれども、そういう数字でよろしいか。

○政府委員(植木浩君) 昭和六十一年で日本の大学等で勉強しております外国人の留学生は、一万八千六百三十一人でございます。昭和五十二年では五千七百五十五人ということで、大幅に増加をいたしております。

○諫山博君 政府としては留学生を積極的にふや

すように努力をしている。とりわけ中曽根総理が熱心で、中曽根内閣になって留学生の数が急増したと思ひますけれども、そうなっていますか。

○政府委員(植木浩君) この十年ぐらいの傾向を見ますと、日本の大学で勉強したいという留学生の数が非常にふえてきておりますし、私どもも海外でいろいろ御意見を承りまして、ぜひ日本の大学へ行って勉強したいという人たちの希望が年々非常に高まっております。

先般、有識者の方々にお集まりをいただきました。日本の留学生政策につきましているところと将来のガイドラインについて御討議をいただいたわけでございますが、日本は、アメリカとかフランス、イギリス、ドイツに比べて格段と日本の大学で学ぶ外国人留学生の数が低いので、ぜひとも、国際的にこれから日本が世界に貢献をするという立場から、もっと大幅に留学生を受け入れなければいけないという御提言をいただいたわけでございますが、その御提言の趣旨と一致をいたしまして、年々留学生の数が大幅にふえてつあるという状況でございます。

○諫山博君 留学生がふえることは是非についてここで議論しようとは思ひません。問題は、急激に留学生がふえてきたのに、人的、物的な対応が伴っていないという点です。

私は、自分の出身校である九州大学の教職員の何名もの人と会ひまして、いろいろお話し合ひをいたしました。今一番緊急に解決をしなければならぬのはどういふ問題だろうかと言ひますと、多くの人が、留学生がふえてくるけれどもこれに對して教職員が全くふえない。予算もふえない。そのために本来の大学の使命が損なわれているのではなからうかというのを指摘されております。

そこで、具体的に数字を調べてみましたけれども、例えば九州大学の農学部は、昨年の学生の数が千六百十名、五年前は九百七十一名、院生が五年前は二百三十四名、現在は二百六十三名、ふえているわけですね。教授は同じ期間に四十七名から四十六名に減つています。助教教授は四十九名から四

十六名に減、助手は八十六名から七十五名に減、講師はそのままで、職員が百十三名から九十三名に減つてます。

九大の学生、院生それから教職員の数がこういう状況になつていことは調べていただいたでしょう。

○政府委員(植木浩君) 私どもの方は留学生関係を担当いたしております。昭和五十九年度現在で九大で勉強しております外国人留学生は二百五十三人、それから昭和六十年度が二百八十六人、昭和六十一年度が三百八十一人という数字は持っております。

なお、確かに先生がおっしゃいますように、留学生がふえてまいりますと、大学で受け入れて教育を行つておるわけでございますが、留学生が特に数の多いような場合には、留学生の教育のためのいろいろな教職員などを特別にさらに増加する等の措置をとつておられて、九大についてもそういう措置をとつておられております。

○諫山博君 九大の農学部に限りますと、五年前の留学生が五十名、昨年は九十三名。なぜ農学部を例にとるかという、留学生の数が一番多い学部だからです。ところが教職員の数は、今指摘しましたように減少をしております。そして、留学生のために何らか特別な人的、物的な対策がとられているかという、加配の講師が置かれていないかという、加配の講師が置かれていないかというの、それが大学からの説明ですけれども、いかがでしょう。

○政府委員(植木浩君) 九州大学全体で申し上げますと、九州大学には留学生教育センターというものを設けて、留学生を受け入れた場合の日本語教育の充実を行つておりますし、また、実際に大学で勉強しながら同時に日本語、日本事情の勉強もするという学科も設けております。それから、いろいろと留学生の宿舎なども九州大学は大幅に新しい大きな規模のものをつくつてきておりますし、そのような留学生教育に必要な教職員等につきましては、若干ではございますけれども、

ども、一般の教員、教職員のほかにさらにこれを増員をしておるという措置をとつてきておるわけでございます。

○諫山博君 留学生のために特別に人数がふやされていいますか。加配講師のことは現場で聞きましていただいても、留学生のためにどのくらい人数が九州大学、あるいは農学部でふやされたか。

○政府委員(植木浩君) 個々の学部について私どももちょっとデータが直接ございせんが、九州大学全体では、私の記憶しているところでは、約十人程度の特別な増員をこれまでにやってきておると記憶いたしております。

○諫山博君 現場からの声は、留学生が来るけれども人的にはほとんど手当てがされない、例えば職員とか助手がそのための対策に手をとられて本来の研究どころではないという声が高いんです。例えば、住宅の世話をしなければならぬとか、身の回りのお世話をするとか、あるいは日本語の指導をするとかいうようなことで、留学生のためにもっと積極的な人的対策、予算的対策をとらないと大学の方では大変だという声は強いんですけれども、文部省の方にはそういう声は届いていませんか。

○政府委員(植木浩君) 確かに留学生を受け入れた場合に、通常の日本人の学生への教育指導のほかいろいろな世話がかかることは御指摘のとおりでございます。

そういうわけで、先ほどから申し上げておりますように、教職員につきましても大変厳しい定員状況でございますが、特別な配慮をしつつあるわけでございますが、同時に、文部省をいたしましては、国立大学に留学生を受け入れた場合には、国費留学生、私費留学生を問わず、例えば学部留学生でございまして、初めの二年間チューターをつけておきますと、これは場合によつては学生、場合によつては若い教官である場合もございますし、さらには同じ国の留学生でもよいということ、チューターを一つつけて、そういう身身の回りのいろいろなお世話をするようにいたします。

なお、国立大学の役割という点につきましても、御指摘いただきましたとおりでございますが、一般に先端科学技術関係などの教育研究の推進でございますとか、あるいは計画的な人材養成でございますとか、あるいは特に今回の場合などでは、高等教育の地域的な配置についての国としては、果たすべき役割というようなことを念頭に置きな

がら対応するというにいたしましたものでございます。

○勝木健司君 また後ほど関連して質問させていただきます。

次に、筑波の技術短期大学の新設について伺いたします。

筑波の技術短大は、視覚、聴覚障害者の雇用機会の拡大や能力の開発を目的とするものと理解してよろしいでしょうか。また、そのためにどのようなカリキュラム上、また教育方法上の工夫が特になされておられるのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) 御指摘のとおり、視覚障害者、聴覚障害者という方々に高等教育の機会を拡充をしたいというねらいでこの短期大学の創設を計画しておるものでございます。

この短期大学におきます教育の方針といたしましては、豊かな人間性の形成を図ること、社会生活に必要なコミュニケーションの能力を高めるということ、それからもう一点が専門的な技術を養う、この三点あたりに大きなねらいを置きましてカリキュラム編成等も行っておるわけでございます。

具体的カリキュラム編成でございすけれども、一般教育の分野におきましては、幅広い教養を得させることと、体力、基礎学力を高めるといふようなことも考えております。さらに、障害についての科学的な理解を得させる、コミュニケーション能力を養うというような点を目指しております。また専門教育の分野におきましては、仕事につく場合の特色ある専門技術を養う。同時に、将来いろいろな形で産業構造の変化もあり得るわけでございすので、そういうものに柔軟に対応できるようにということで、基礎的な理論に関する教育にも重点を置きたいというようなことを考えておるわけでございす。

なお、教育方法の面につきましても種々工夫を凝らしたいと思っておるわけでございす。現段階で考えております教育方法上の特徴といたし

ましては、普通の大学の場合には四、五十人くらいで授業編制が行われるわけでございすけれども、この短期大学は十人程度の小人数編制でやりたい。そしてまた教職員につきましても、研修によつて手話とか点字等の能力を身につけていただきます。また、学生とのコミュニケーションに資するようにしたい。また、実験、実習の場では、助手等の必要な職員を配置をいたしまして、その教育成果が上がるようにと考えております。

なおそのほかに、既存の障害図書設備をいろいろ利用したいと思っておりますが、さらに新しいタイプの授業システムというように、さらに新しいタイプの利用、開発等といったようないろいろな新しい工夫を盛り込みながら教育の成果をここで上げていきたい。また、そういう工夫が成功いたしました部分について、一般大学における障害者教育などにも活用していただくように、その効果を普及するようにいたしたい。そのようなことを考えておるところでございす。

○勝木健司君 身障者の社会参加を促し、また、その隠れた能力を開発するためには、健常者と同じ条件のもとで生活する機会をふやすとともに、障害の内容や程度に応じたきめの細かい教育の方法を開発すべきであると考えています。今後、他の障害者のためにこのような教育機会を設置する考えはありますか。また、国立公立大学におきまして視覚、聴覚障害者の受け入れ状況はどうなっておりますか。実態をお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) こういった、障害者の方々が健常者の方々といるような面で生活の基盤を一緒にしたりあるいは交流をしたりということとは、非常に大切なことだと考えておるわけでございまして、この短期大学は障害者のための短期大学の住民や他の大学の学生等の健常者との交流の積極的な推進ということに配慮をいたして行っております。

例えば聴覚障害学生との関係につきましては、隣の大学の学生あるいは地域住民等と呼ばけまして手話の講習等を行い、手話サークルをつくるというようなことでの交流ということもございす。もう一つ、また、聴覚障害学生の場合には演劇活動というような面が大変奨励される分野であるかと思ひますが、そういった課外活動の面でのそういう分野の奨励、これにつきましても地域の住民の方々や近所の大学の方々にも参加を求めて一緒にやっています。そのほかスポーツ活動その他についてもそういう点を考えたいと思っております。また、学生の寄宿舎に一般の学生と一緒に泊まっていたかどうかというようにも考えてもいいのではないかと。いろいろな工夫を現在行っているところでございす。

〔理事林寛子君退席、委員長着席〕
それから、視覚障害者、聴覚障害者以外の方々に対する高等教育の機会というお話でございすけれども、この点につきましても、現在の筑波短期大学で考えておられますのは、視覚、聴覚の障害というのには特にコミュニケーションに関する障害でございすので、いろいろな面でコミュニケーションの充実ということが大事だという観点からこのための特別の短期大学をつくらうということとを構想したものでございす。他の障害者の方々につきましても、肢体不自由の方々ににつきましては、一般の大学の施設の整備を適切に行うことによつて相当対応できるのではないかと。また、特に病弱、虚弱というような方々につきましても、保健面で配慮を加えていくということによつて一般大学で相当受け入れていくことが可能ではないかというように考えておるわけでございす。現段階においてはそういう方向で行くことを基本に考えたいと思っておりますが、なお今後、社会的要請等を踏まえながらまたいろいろ検討していく課題が出てくるかと思ひます。いろいろと勉強はしてまいりたいと思ひます。

それから第三番目に、国立大学における視覚障

害者、聴覚障害者の入学の状況でございすけれども、最近五カ年間に於いて申し上げますと、昭和五十七年度は受験者が八十七名で入学者が十九名、五十八年度は八十八名の受験で入学者が二十一名、五十九年度は七十名の受験で入学者が二十三名、六十年年度は七十二名の受験で入学者が二十三名、六十一年度は六十九名の受験で入学者が十七名というように、毎年二十人前後くらいの学生が国立大学に入学をしているという状況にございす。

○勝木健司君 今後とも受け入れを強化するための条件整備を行うべきであると考えてすけれども、そのための計画はどうなっておられるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) 一般大学への受け入れのお話でございす。――この視覚障害者、聴覚障害者その他の身体障害者の方々の一般大学への受け入れの問題につきましては、文部省といたしましてはかねてから、健常者の場合と同様に、能力、適性に応じて入学の機会が与えられるべきであると考えて、そういう方向で国立公立の大学、短期大学に対する指導を行つてまいっております。具体的には、毎年各大学に指導文書として流しております「大学入学者選抜実施要項」というものの中で、障害者の入学について十分配慮してくれということを一般的に記すと同時に、入学者選抜のやり方につきましても、例えば視覚障害の方々のためには点字の試験の機会をつくつてほしいというように、これも含めましての指導を行つておるわけでございす。

また具体的に、入学をいたしました障害を持つ学生に対する手当という関係から申しますと、国立大学の場合には、必要な学生当りの経費等について相当の増額をして大学に支給をするというようにも行つておりますし、あるいは、施設、設備等の配置につきましても、各大学の要請にこたえまして、ケースによりますけれども、エレベーターをつくる、手すり等をつけるところ、あるいは点字のための圖書を整備するところ

ろ、あるいはオプタコンというような特別な機器を設けると等々、いろいろのものがあるわけでございます。また、公立大学につきましては、五十二年、十年ほど前から、やはり設備費の補助の制度をつくりまして、身体障害の学生を受け入れるために必要な設備が要る場合には補助金を出しますという仕組みで対応しております。また、私立大学の場合には、私学に対する経費助成の中で、身体障害者を受け入れる大学に對しましては補助金の上積みを行っているというような形で、行政的な、財政的な対応も行っております。

今後ともこういう方向に沿って、今回の短期大学の設置とあわせて、並行して、一般大学への受け入れの問題につきましても従来同様の指導を各大学に対しては行つてまいりたい、かように考えております。

○勝木健司君 次に、今後の高等教育のあり方について伺いたします。

臨教審の第二次答申で提案され、国会で法案提出される学校教育法の改正で創設されることとなつております大学審議会が、高等教育のあり方について調査研究し、文部大臣に建議するものとされておりますが、その際、今回のような大学、学部設置等についての業務面につきましましては、大学審議会と並んで設けられます大学設置・学校法人審議会と処理されると理解してよろしうございませうか。その場合、大学審議会が行う大学の基本的事項に関する審議と大学の設置認可の機能は切り離せないと考えますが、両者の関係はどのようなものか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 今国会で御審議いただくべく学校教育法の改正案を御提案申し上げておるわけでございますが、その中で、御指摘のような大学審議会の設置と、それから改組という形で新しく大学設置・学校法人審議会というものの設置、この二点をお願い申し上げておるわけでございます。

前者の大学審議会は、大学に関する基本的な事項の審議を行う機関というような位置づけでございますし、また、後者の大学設置・学校法人審議会の場合には、公私立大学の具体の設置認可をやる審議会である、こういうふうな位置づけでおるわけでございます。

御指摘のように、個々別々、個々具体の申請に對する認可を行うという仕事と基本的な方針を定めるという仕事は密接な関係があるということは御指摘のとおりでございますが、ただ具体の、この審議会の運営といったような従来の経験から見てもみますと、具体的には、この設置認可を行う審議会というのは、申請の内容につきましまして、校舎がどうか、施設設備がどうか、図書状況がどうか、教員の個人個人についての資格はどうかというあたりのところを、研究業績、研究論文の隔々に至るまで目を通しながら判断をするという、非常に専門的、技術的に申しますか、そういうたぐいのお仕事ということになりますので、この審議会がわざわざ大学の基本的なあり方というのになかなか難しいような状況もあるわけでございませう。従来は、一部その基本的なあり方にかかわりますような大学設置基準をどうするかとか、あるいは大学の全国的な設置計画をどうするかというようなこともこの審議会の機能に含めておつたわけでございませうけれども、やはり個別の認可と余り密接に絡みますと大所高所の方針を立てにくいというような状況も出てまいります。そういったこともございませうので、臨時教育審議会の方に引きましても、やはり大所高所からの基本方針の判断と個別の大学の認可という具体の仕事というのを切り離した方がよいのではないかと、このようなものを踏まえ、また、私どもの今までの経験を踏まえて今回のような御提案というところにさせていただきますわけでございますが、ただ、それにいたしたとしても、やはり御指摘ございましたように、両者の関係というものは密接な関係にあるべきものでございませうので、両審議会の打合せ

等も何回か設けるというようなことも逐次考えまして、連携プレーがうまくいくようにしてまいりたい、こう思つております。

○勝木健司君 将来の高等教育のあり方を考えます場合に、大学の設置形態についての議論を避けて通ることはできないと思ひます。

臨教審では大学の設置形態についてもかなり論議されておりますが、ききの委嘱研究におきましては、いわゆる大学の特殊法人化については否定的で、現行の設置形態の枠内で対処することが望ましいと思はれておるようであります。私は、大学の活性化という面から見ますと、法人化への移行は大いに検討に値するものと思ひます。既に中教審四十六年答申におきましても、新しい設置形態への改革の方向が打ち出されているにもかかわらず、大学の改革は遅々として進んでおりません。また、五十九年六月の大学設置審議会大学設置計画分科会の報告書、「昭和六十一年度以降の高等教育の計画的整備について」では、国、地方公共団体、学校法人の協力方式などによる高等教育機関の設置、運営が構想されております。

現在の国立公立大学につきましても、学問研究の自由、経営責任の明確化などの観点からも、柔軟で多様な設置形態への移行を進めるべきであると考へますが、御見解をお伺ひいたします。

○政府委員(阿部充夫君) 国立公立大学の組織、運営のあり方につきましては、これまでいろいろな御批判もございました。それらの問題を解決する方策の一つとして設置形態を見直す必要があるのではないかと、御指摘も各方面から出されておるということは承知をいたしております。また、臨時教育審議会におきまします現在の検討の中でも、御質問の中で触れられましたような委嘱研究調査等も行いました上で検討が行われているという段階でございます。

文部省といたしましては、従来から大学の制度や国立大学の組織運営の改善ということについてはいろいろ検討も努力もしてまいつておるわけ

でございますが、特にこの設置形態の変更という問題につきましては、いろいろなメリット、デメリット多々あると思うわけでございます。こういったものをどういうふうなこれらに対応していくかという点につきましては、臨時教育審議会の御答申も近々出るものと思ひますが、そういったものを踏まえながら、これから設置をお願いしております大学審議会という場もございませうので、そういう場で真剣な議論の対象にしてもらいたい、こう思つておる次第でございます。

○勝木健司君 時間が余りありませんので、次に進ませていただきます。

円高不況が深刻化する中で、失業率はついに三%に達しております。中高年齢者にとりまして、職種転換に際しての再訓練を受けることは大変なことでありませう。文部省の所管のもので、社会教育あるいは大学を含む高等教育機関は余暇活用としての機能を果たしつつありますが、勤労者の死活的にかかわる教育訓練上のニーズにはこたえていないのではないのでしょうか。社会教育の中等で蓄積されてきた成人向けの教育のノウハウというものを中高年齢層の教育訓練に生かすようなプログラムをつくるべきではありませうか。また、大学を中心とした国立公立の高等教育機関が持つております施設や設備を社会人の再訓練の場としてこれまで以上に開放すべきであると思ひますが、具体的な開放、拡充計画はお持ちか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) これからの生涯教育の中で、一般的な教養を身につけるという意味での生涯教育と、先生御指摘がございましたように社会人の再教育、再訓練というような意味での生涯教育、二様のものがあるということは御指摘のとおりだと思ひます。特に後者の問題につきましましては大臣からの特別の御指示がございまして、文部省内で社会教育局長を中心とするプロジェクトチームをつくりまして、現在鋭意文部省の文教行政全体の中でどういうふうな考えていくかという議論を進めている段階でございます。

そういつた中で、国立大学等の高等教育機関につきましてはこれまでいろいろな昼夜開講制を実施するというような形で、夜間の中に社会人の方に入ってもらったとか、あるいは放送大学などもこれはまさに社会人をねらいとしたものでございませうけれども、こういう機関もつくりまして、あるいは各大学の昼間部の受け入れにつきまして、社会人のための特別入試というような方法をつくることも逐次出てまいっております。

そういったいろいろな方法がございしますが、省内での検討の状況等も踏まえ、また、臨教審からいろいろ生涯教育の問題について御指摘をいただいておりますので、学校教育、社会教育を通じての対応ということで十分検討をしてみたいと思っております。

○勝本健司君 最後になりましたが、文部大臣にお伺いいたします。

二十一世紀に向けての生涯教育のあり方とかかわりまして、今後の高等教育の整備をどのように進めていかれるのか。また、縦割り行政の問題点が指摘されている今日、文部、労働省、企業、大学等の協力によります産業構造の変換に伴う職種転換、再訓練を迫られている勤労者向けの教育訓練の計画というものを策定する御意思はおありかどうか、あわせてお伺いいたします。

○国務大臣(塩川正十郎君) その問題につきましては、先ほど阿部局長が申しておりましたように、現在、文部省の中で鋭意検討を進めておるものでございまして、近く基本的な考え方を示したいと思っております。

生涯教育に文部省が取り組みましたのは四、五年前からでございますが、その中で、生涯教育の対象をどうするかということから、一つは職業とあるいは社会的知識を高めるという意味における生涯教育というものと、それから職業能力を高めるためにとるべき生涯教育の体系というものとあるだろうと思っております。

ところで、我が国は明治以来ずっと学校、特に大学も含めまして、学校におけるカリキュラムは

アカデミックなものに重点を置いてまいりました。これがやはり国民一般の知識水準を高め、また、情操を深くしてきたということに大いに効果があったと思っておりますが、一面において、明治、大正、昭和とかけ、職業教育の面においては若干私は手薄であつたと思っております。しかしながら、今日に至るまで、要するに職業教育というのは企業が分担するのだというような国民的慣習のもとにおいて行われてきたが、ここに来て企業の方も、生涯教育というよりも職業教育の重視というものを要請してきておられるというのが一般世間の要請ではないかと思っております。したがって、これに的確にこたえるべき措置を今からやっばり講じていかなきゃならぬと思うのです。

よくヨーロッパと比較されますけれども、ヨーロッパの高等教育は職業教育とアカデミックな教育と半々で行っておりますが、我が国はそのように先ほど申しましたアカデミックなものに重点を置いてきた。ここで職業教育に重点を置く。ただしその職業教育も、生涯教育の一環としてのその中に組み込んだ職業教育というものを先行させなければならぬだろうと思っております。ございまして、その意味において、現在持っておりますいろいろな高等教育機関の中で、できるだけ職業教育の一つとして新しい体制をとるよう準備をいたしたいと思っております。

なお、生涯教育におきます体系というのについて、これは学習を受けられる方のいろいろな希望がございまして、むしろ利用し得る機能を多様で大量につくる方が、その方が趣旨に沿うのではないかという方針を進めておるところでございます。

○勝本健司君 ありがとうございます。

○下村泰君 質問させていただきます。先立ちまして、十二月の十一日にこの委員会が開かれましたときに大臣に訴えたわけでございまして、秋田市の清水大輔君と聡子ちゃんという筋ジストロフィーのお子さんの問題でございまして、秋田へも、なかなかお答えが出てきませんので、秋田へ

参りました。そして、市の教育長、それから県の方の教育委員の方たちとお話をしました。殊に市の方の教育長とお話をしました結果、話がこじれてこじれ抜いている原因というのを探ってみただんですが、これは細かく申し上げますと、その方たちに都合の悪いことになるかもしれないので申し上げませんが、どうも応援をしてもらって、市の教育委員会の方で出てくる事柄に対して、一々証文を書けとか誓約書を書けとかというようなことを、間に入っている方が知恵をつけたために事がややこしくなつたようで、市の教育長とじかにお話をしましたところ、私の提案したのと市の教育長とびつたり合ひまして、今とにか養護学校に籍を置いておいて、そして当分、ちよつと学校へ通つてみないかと。もし学校へ通つてみて、その障害がまた一つの障害になつて、どうしても普通学校では無理だという状態になつたらまたそこで考え直しましょう。もしそれがうまくいくならば、その時点で教育委員会の査定したのをもう一度もとへ戻していただいで普通学校へお通いなさいというふうにしていただく。こういうふうにしてみたらどうだろうかと思ひ上げたら、市の教育長も、そのとおりなんです、私の方もそう考へておつたと言ふんですね。

ですから、あんなにこじれるまでにそういう話し合いがあれば事なきを得たはずなんです。どこでどうしてそうなつたのか、とにかく間に入つた方で変な悪知恵をつけた方がおるのでおかしくなつたんだと思ひますけれども、それで無事に話が済みましておかげさまでうまいこといきまされたので、その御報告だけ申し上げておきますが、その後の状況、入つていきますか。

○政府委員(西崎清久君) 先生お話しのとおりのような現状でございまして、昨年先生から御質疑がありましてから私も、大臣もお答えいたしましたとおり、県の教育長を呼びまして、次長あるいは課長等と何回も相談をいたしまして、市の教育委員会なり親御さん方との話し合いを進める

ようにという指導をしてまいりました。現在の状況といたしましては、二月十二日から養護学校の教育ということで、籍は養護学校でございしますが、日新小学校との交流という形で、子供さんも小学校の方に交流教育で行つていらつしやる、こういう状況でございまして、また、四月以降の扱いにつきましては、やはり子供さんの小学校教育の適応状況とか、養護学校教育との関連というふうなところを見た上で、市の教育委員会も学校も適切な判断をしていきたい、こういうふうな状況でございまして。

先生には大変御苦勞をおかけいたしましたので、恐縮でございました。

○下村泰君 どうもありがとうございます。続いて、筑波技術短期大学のことをお尋ねしたいんですが、質問をちゃんと用意したら、ほとんどの委員の方がお尋ねくださいます。私の分がほとんどなくなつていくわけです。それで、私なりに聞きたいところだけひとつお尋ねいたします。多少時間が短くなるから、かえつて大臣もその方が楽でいいでしょう、大分お疲れのようですからね。午前中はボール投げをしてきたし、トンボ返りでお疲れでしょう。ちよつと伺ひますけれども、この学校の――もう一々言うのは面倒くさいからこの学校にしますけれども、この学校の開校までの具体的なスケジュールというの、もうでき上がっているんですか。

○政府委員(阿部充夫君) 開学までのスケジュールでございしますが、現在御審議いただいております法律が成立させていただければ、昭和六十二年十月、ことしの十月に開学、法律上の設置を行うということに相なります。その後、教育課程の検討、教官の公募をして選考をする。設備、図書、特に点字図書の整備を図る。それから教育機器、教材の開発をして製作をする。いろいろビデオを使う装置その他の開発製作をする。そして、施設の整備等を進めまして、昭和六十五年四月以降から聴覚障害関係学科についてスタートをし、

一年おくれまして六十六年四月以降から視覚障害関係学科についてスタートをして、それぞれ学生を受け入れていく。こういうようなスケジュールでございます。

細かい点、いろいろございますけれども、例えば公募選考は六十二、六十三年ぐらいの二年間ぐらいで片づけたとか、あるいは施設の整備につきましては六十五年ぐらいから着工等をいたしまして六十五年度いっぱいぐらいでつくり上げたというように、細かく具体的にスケジュールが確定するのは今後のことになろうかと思っております。

アバウトに申し上げまして以上のようなことでございます。

○下村泰君　そこでちょっと細かいことを伺いますが、例えば、これは全寮生活ですか。つまり、寮をつくってその中へ全生徒を収容するような方法をとるんでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君)　寮につきましては、全員を収容できるだけの寮の設備はいたしたいと思っております。

○下村泰君　そこで問題なんです、例えば、この方たちが短大へ行くようになってから年金をいただくに役所の方に行くとする。そうしますと、年金を受け取りに行くのでもバスに乗り継ぎとか、えらいこれ不便なところらしいんですね。こういう状態ではないんですかと、例えば、バスに乗り継いで行っていたくのも社会生活の訓練の一つであるとか、あるいは訓練の一つであるとかということがある、むしろやはり日常生活のできるような生活環境の場所に設置すべきが普通じゃないかというふうにも言いたくなるんですけれども、こういう点はどうなんですか。

○政府委員(阿部充夫君)　筑波研究学園都市の中の、しかも筑波大学を挟んで両側にそれぞれ視覚と聴覚の関係の短大をつくって校舎を建ててまいるわけでございますので、かなりあの近辺は、先生御案内だと思いますけれども、土浦の駅からは三、四十分の距離がございますが、相当開けてき

ていると思っております。いろいろな点で不自由がないように、例えば大学としてマイクロバスの用意等はいたしたいと考えておりますし、さらに、できればその近辺の道路等については地元の市町村にお願いしまして点字のブロックなどはめ込んでいただくといいようなことのお願いもしてまいりたい。いろいろな点を考えておるわけでございます。

○下村泰君　とにかくそういう方たちですから、十分なやつぱり手当てをしてさしあげないとぐあい悪いですね。

それで、この短大を出ると、例えば資格はどういうものが取れるのか。いわゆるあん摩マッサージの資格は取れないんだそうですね。果たしてこの短大を卒業した場合にはあん摩マッサージの資格が取れるのかどうか、そのところをちょっと伺いたい。

○政府委員(阿部充夫君)　この短期大学につきましては、はり師及びきゅう師については必修という形で全員が必ずその資格が取れるような仕組みに教育課程を組みたいと思っておりますが、あん摩マッサージ指圧師につきましては、選択によってその単位が取れるという仕組みにしておきまして、本人たちの希望によって、鍼灸だけをやってほしい、鍼灸とあん摩マッサージをあわせて取っても取れるというような仕組みにいたしたいと思っております。

○下村泰君　そうすると、自動的にこの資格を得るといふのじゃないんですね。つまり、受験資格が取れるということなわけですね。

と申しますのは、非常にこういう方たちの就職先が少なくて、今、それで、はり、きゅうだけだとだめなんですね。やつぱりあん摩マッサージの資格を取らないとなかなか、つまり就職ができない。このところが問題なんですね。現に、例えば我々の御厄介になっている参議院

会館がありますね。あそこにマッサージ室がある。このマッサージ室でもこれは暗眼者です。お目の不自由な方は一人もいないんです。何でああいう方しか――まあ今働いている人を追い出すみたいな形になりますけれども、別にこれは追い出せというわけじゃありませんけれども、少なくともこういうふうな審議をするような先生方のいるところのマッサージ師が、やつぱりこれ暗眼者ばかりでなく、お目の不自由な方たちにも門戸を開いてほしいんじゃないかなというふうな気がしますけれどもね。これはもう労働省の所管でございましょうけれども、そんなこともありますので、つまりこの方たちの資格取得というのは大変な死活問題だと思っております。そういうところもひとつ考えてみて下さい。

それから、先ほど歯科技工士のお話がちらっと出ていました。養学校で何か三校ぐらいあるんだそうですね。この資格の取れる学校が、そうすると、そういうところで取れるのに、何でこの筑波短大の方ではそういうことができないのかという疑問を持ちますね。先ほど検討しておっしゃっていただきましたけれども、私は検討とか善処という意味がよくわからないんですよ。つくるのかつくらないのか、はつきりおっしゃってください。

○政府委員(阿部充夫君)　この歯科技工学科につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、当初昭和五十六年に全体計画を考えましたときにはこれを設けようという方向で考えておったわけでございますが、その後、いろいろこの需給状況等について見てまいりますと、最近かなり養成が図られるようになった結果、むしろこの養成は抑制すべきじゃないかというようにことが言われているという状況もございましたので、当面この設置を見合わせるということにいたしましたわけでございます。検討すると申しますとまた先生に怒られますけれども、これからこの大学を整備していく上で、歯科技工士の状況等を見ながら考えるべき問題であろうと思っております。

○下村泰君　いい方に解釈していいんですね、今はどうですか。

○政府委員(阿部充夫君)　当初の案としては入れたものでございまして、私どもの気持ちとすれば、諸般の状況が許せばむしろこういうものを考えていくべきじゃないかという気持ちは持っているわけでございます。

○下村泰君　だから、私がわからないところはそこなんです。一番最初には入っていた。なぜ削ったのか。原因はまあいろいろあるんでしょうけれども、あつたものなんでしょう、もとへ戻せばいいんだからね。削つたものをもとに戻せばいいんだ。そういう方向に向かってください。お願いしておきます。

それから、先ほどからもしばしば出ておりますけれども、生徒数の減少していくという段階で考えなきゃならないのは、ある盲学校では全盲の方が一人も入っていない。盲学校でありながら視覚障害者が一人も入っていないという学校もあるんだそうですね。今、調べてみると、それで、数年前には徳島の盲学校で生徒を確保するために暗眼者――見える方です、こういう方も入学させている、こういう前例もある。数年前ですからね。これだんだんだんだん厳しくなっています。そうしますと、定員割れ、大学じゃありませんけれども、定員割れになってくる。こういう状況になってくる。こういうことをやつぱりお考えになっていただきますか。

○政府委員(阿部充夫君)　盲学校の専攻科の現状でございますけれども、入学志願者、入学者の状況等を見ますと、まあ減ってきたという状況はあるのかとは思いますが、現在でもなお入学者を相当上回った志願者が専攻科自体にもあるという状況でございます。

そういうことを考えますと、この短期大学は九十名でございますし、その中でのごく一つの学科が例えば鍼灸科というふうなことでございまして、人数的にはこの短期大学としては、この短期大学そのものは非常に小さい規模のものでございまして、全体の入学者の確保でございまして

か、そういうことに大きく影響するということだ、そのものではないのか、こう思っております。

○下村泰君 それはむしろこういう学校ですから、入学者が少なくなるの方が喜ばしいことなんですよ。そういう障害を持っている方が少なくなるということは喜ばしいことなんですよ。けれども、いろいろとこれからの問題もありましようから、ひとつよく検討しておいてください。それこそ検討ですわな、これは。

具体的に、とにかく設置学科があつて、取得資格などがいろいろと問題がありましよう。ただし、附属盲学校の現場では大変不安を抱えているんだそうですね。いろんな疑問があるので物すごく不安を持っています、こういうふうに乗つておきます。今後、そういうことのない、こういう問題の起きないように、話し合ひで納得の上スムーズに開学できるようにお願いしたいと思ひます。大臣にお願いします。

この学校が開かれました、学生さんも来ましたが、先生も進んで教壇に立ちました。けれども、今ここで皆さんがお答えになつてゐるような結構なぐくめではなかつた。全然これでは当初の話と違ふじやないかというような心配事の起きないようによつてもらいたいと思ふんですけれども、大臣、ひとつお答え願ひたい。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私は、この学校は、障害者に対する高等教育の機会を開いていくはしりになつてゐると思つております。それだけに、文部省も慎重にこれに対処し、十分な措置を講じたいと思つておられます、そういう努力を積み重ねて、御心配のないようにいたしたいと思つております。

○下村泰君 先般の場合に、私ちよつと反対的なことを申し上げました。もちろんこういう学校のできることは喜ばしいことなんです。ただし、私のところへいろいろ訴えてこられた方々を私なりに判断しますと、聴覚障害の方の方は少ないんですよ。これはあるいは手話その他ではいろいろと

話し合いの場が少ないので、反対の、こういうところがあるんだ、こんなところが反対なんだという御意見があつても、それが集約されてきていないんだらうと思ふんです。ほとんども視覚障害の方のその反対の方が私のところへ来ているわけなんです。これはどこかにやはり、先般も申し上げましたけれども、どこかに何かまだ手落ちがあるんじゃないかというふうな気がします。このまま進んでいって開校して、今申し上げたような諸種の問題が起きてこないように、十分ひとつお話し合いの上すばらしい成果を上げられるような学校につくり願ひたい、これは私お願いしておきます。終わります。

○委員長(仲川幸男君) 他に御発言もなければ、質疑は結局したものとして認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

柏谷君から発言を求められておりますので、これを許します。柏谷君。
○柏谷照美君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府及び関係者は、次の事項について特段の配慮を行うべきである。

一、身体障害者のための高等教育機関の整備については、一般大学における受入れの促進と筑波技術短期大学の整備に努めるとともに、盲・聾学校高等部専攻科について、同短期大学の実績をみつめて、短期大学、専修学校等への転換も含めその充実策を検討すること。

二、現在進行している大学進学者の急増とその後の急減に適切に対応するため、大学や社会の要請を勘案しつつ、必要な諸条件の整備に努めること。

三、今後の学術研究体制の整備については、オパービドクター問題にも配慮しつつ、大学等の研究者の増員、日本学術振興会の特別研究員制度の定員の拡大などの検討に努めること。

四、大学の入学試験のあり方については、受験生の立場に配慮しつつ、その正常化に最大の努力をすること。
なお、教育の重要性と高等教育に対する新たな時代の要請に基づき必要な財政措置を講ずること。
右決議する。

以上でございます。
○委員長(仲川幸男君) ただいま柏谷君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。よつて、柏谷君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、塩川文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。塩川文部大臣。
○国務大臣(塩川正十郎君) ただいまの御決議につきましても、その御趣旨に十分留意をいたし、対処してまいりたいと存じます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十八分散会

二月六日本委員会に左の案件が付託された。
一、私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願(第三六号)(第三七号)(第四四号)(第四五号)(第四六号)(第四七号)(第四八号)(第五一号)(第五二号)(第五三号)(第五九号)(第六〇号)(第六一号)(第六二号)(第六三号)(第六四号)(第六五号)

第三六号 昭和六十二年一月二十八日受理
私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願
請願者 新潟県長岡市御山町一七六ノ四
島宗久夫 外九百九十九名
紹介議員 安恒 良一君

教育改革が国民の重要関心事となつてきてゐる現在、私学の教育・研究を一層充実、発展させることは、日本の教育にとつて、欠くことのできない課題となつてゐる。私学助成を更に拡充し、国・公・私立間の格差をなくし、父母負担の限界にきてゐる私学の授業料等学費を軽減することは、緊急の国民的要求である。こうした中で、既に八十四回国会、第九十回国会、第九十五回国会と三度にわたつて、授業料等学費に対する直接助成を含む大幅私学助成についての請願が、全会一致の合意で採択されたことは、極めて注目すべきことといえる。昭和四十五年度から開始した私学に対する経常費助成は、昭和五十七年以降、臨調・行革路線に沿つて、急速に抑制・削減措置が強化されておられ、当面する園児・生徒・学生の急増・急減問題とも絡み、私立学校は大学から幼稚園に

至るまで、新たな危機の中におかれている。昭和六十一年度政府予算においても、軍事費のみ六・五パーセント増と異状突出する中で、私学関係予算は辛うじて削減は免れたものの、大学は全くの前年並み、高校等においては、わずかに〇・五五パーセント（四億円）増にすぎず、広範な国民の切実な願いからは、ほど遠いものとなっている。

したがって、大学における総経費に占める助成金の比率は、十パーセント台に落ちる危険さえ出ている。このため、大学においても、高校においても、学費値上げの状況が急速に広がっている。昭和六十一年度の私立大学における初年度納入金平均は九十五万円台目前にまで達し、高校でも初年度納入金の平均額は約六十五万円（東京）となるなど、私学の学費は、父母にとつても、学生にとつても、もはやその負担の限界を超えて、耐え難いものとなっている。今日、国際的に見ても、教育は公費によるべきことが、大きな歴史の流れとなつていく状況の中で、このような事態は速やかに解決されるべき緊急課題といわなければならない。また、高校以下の経費に對し、昭和六十一年度初めて、不交付団体を名目として、東京、神奈川、愛知の三都県に、マイナス五パーセントの減額措置を実施したことは、極めて重大なことである。私学助成をめぐるこれらの事態は、可及的速やかに経費の五十パーセント助成を実現することとした私立学校振興助成法の成立時における国会の附帯決議からいっても、私立学校振興助成法第一条の目的から考えても、極めて遺憾な事態といわなければならない。さらに、四十人学級から三十五人以下学級の早期実現、大規模校の解消問題は、当面している教育荒廃克服の上からも、私学の将来展望の上からも、父母・国民の切実な願いとなつていくものである。ついで、当面する私学の諸困難を打開し、国民の教育改革の強い要求にこたえるために昭和六十一年度私学関係予算において、次の諸事項について速やかな実現を図らねばならない。

一、私学の経費の五十パーセント補助の可及的

速やかな実現と、学費値上げをしなくともすむ大幅な私学助成を行うとともに、国・公・私立間の教育・研究条件の格差解消を図るための助成措置を行うこと。

二、父母負担の軽減と国・公・私立間の学費格差の縮小のため、授業料助成の実現を行うこと。

三、四十人学級の早期実現、大規模校の解消を図るための助成措置を行うこと。

四、高校以下の経費に對する不交付団体を名目とした減額措置を直ちにやめること。

五、私立高校以下に對する経費の抜本的増額と、過疎地帯の私学に對する特別助成を引き続き継続し、適用地域についての改善を行うこと。

六、私学の学校種別の設置基準到達に必要な教職員定員増と施設設備の充実を図るため、必要な財源を計上すること。

七、日本育英会奨学金の有利子化と返還期間の短縮をやめ、返還免除制度を維持するとともに、貸与人員の拡大と増額を行うこと。

八、父母の教育費支出に對する所得控除措置を講ずること。

第三七号 昭和六十一年一月二十八日受理
私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県見附市細越町二ノ四ノ六
二 徳橋正明 外九百九十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第四四号 昭和六十一年一月二十八日受理
私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県新発田市住吉町一ノ一〇ノ五
五 芳野俊一 外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第四五号 昭和六十一年一月二十八日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県長岡市御山町九七ノ一 松永亮一 外九百九十九名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第四六号 昭和六十一年一月二十八日受理
私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県上越市幸町三ノ一〇 笹川栄一 外九百九十九名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第四七号 昭和六十一年一月二十八日受理
私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県新発田市中曾根町二ノ七ノ二 小山田和子 外九百九十九名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第四八号 昭和六十一年一月二十八日受理
私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡田上町羽生田丙五 四一 加藤裕美 外九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第五一号 昭和六十一年一月二十九日受理
私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県長岡市西新町二ノ八ノ一 五 渡辺勇一 外千名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第五二号 昭和六十一年一月二十九日受理
私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県三条市如法寺五九九 佐藤義昭 外千名

紹介議員 田淵 勲二君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第五三号 昭和六十一年一月二十九日受理
私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県加茂市上高柳七五 梅田務 外百二名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第五四号 昭和六十一年一月二十九日受理
私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡小須戸町横川浜 吉田和夫 外九百九十七名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第六〇号 昭和六十一年一月二十九日受理
私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡堀之内町山ノ手町 桜井九一 外九百九十九名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第六一号 昭和六十一年一月二十九日受理
私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県上越市仲町四ノ六ノ六 上田儀八郎 外九百九十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第六二号 昭和六十二年一月二十九日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県新発田市城北町一ノ五ノ七 安藤英雄 外九百九十九名

紹介議員 及川 一夫君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第六三号 昭和六十二年一月二十九日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡清里村水草 小山 昭二 外九百九十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第六四号 昭和六十二年一月二十九日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県西頸城郡青海町田海七六八ノ六 久保田明男 外九百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第六五号 昭和六十二年一月二十九日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県長岡市関原町一ノ四、一九一 池津忠夫 外九百九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

二月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願(第七二号)(第七三三)(第七四四)

(第七五号)(第七六号)(第七八号)(第一〇〇号)(第一〇一)(第一〇七)(第一〇八)(第一一四)(第一一五)(第一一六)(第一一七)(第一二二)(第一二四)(第一三〇)(第一三一)(第一三三)(第一三四)

一、義務教育費国庫負担制度の堅持・復活に関する請願(第一三四号)

第七二号 昭和六十二年一月三十日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県刈羽郡小国町武石一、九一七ノ一 池原礼子 外九百九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第七三三 昭和六十二年一月三十日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県長岡市中島四ノ九ノ二四 高野清五郎 外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第七四四 昭和六十二年一月三十日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県上越市西城町一ノ一ノ一 六 山口一司 外九百九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第七五号 昭和六十二年一月三十日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県新津市萩島一ノ一七ノ一 八 荒井洋 外九百九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第七六号 昭和六十二年一月三十日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県新発田市五十公野六、一七八ノ二 齊藤一夫 外九百七十六名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第八一 昭和六十二年一月三十一日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県東蒲原郡津川町清川三、六七二 佐藤勇 外九百九十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一〇〇号 昭和六十二年二月二日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県上越市北本町三ノ二ノ四 白石久雄 外九百九十九名

紹介議員 槐山 篤君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一〇一 昭和六十二年二月二日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡堀之内町田川 石田朗子 外九百九十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一〇七号 昭和六十二年二月三日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県見附市本町 土田興一

外九百九十九名 紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一〇八号 昭和六十二年二月三日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県新井市朝日町一ノ七ノ一 清水満 外九百九十九名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一一四号 昭和六十二年二月三日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県見附市月見台二ノ一六ノ二 三 稲田マツノ 外九百九十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一一五号 昭和六十二年二月三日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県新発田市大栄町三丁目 下村三郎 外九百九十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一一六号 昭和六十二年二月三日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県上越市本町三ノ三ノ六 大山義藏 外九百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一一七号 昭和六十二年二月三日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県長岡市大島本町二ノ一〇ノ

一四 丸山安次 外九百九十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第二二一号 昭和六十二年二月四日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県新発田市菅谷九三六 斎藤

公子 外九百九十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第二二二号 昭和六十二年二月四日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県小千谷市南河原一、五五三

ノ六 星野進一郎 外九百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第二二三号 昭和六十二年二月四日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県長岡市城岡二ノ二〇七 伊

藤恒三郎 外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第二二四号 昭和六十二年二月四日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県上越市西本町一ノ一五〇二

五 政木修一 外九百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第二三〇号 昭和六十二年二月五日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡豊浦町切梅五二

鈴木長作 外九百九十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第二三一号 昭和六十二年二月五日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県小千谷市平沢町五丁目 小

幡義雄 外九百九十七名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第二三四号 昭和六十二年二月五日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持・復活に関する請願

請願者 埼玉県新座市新堀一ノ四一〇一六

島谷秀行 外三千五百名

紹介議員 吉川 春子君

昭和六十年から教材費、旅費の国庫負担が除外され、さらに昭和六十一年度には共済費、恩給費の削減が実施されるなど、自治体財政を圧迫すると同時に、父母、国民の教育費負担に拍車をかけている。学校事務職員は、教育予算の編成、執行など教育条件整備の仕事を通じて、栄養職員は安全で豊かな給食づくりの仕事を通じて、子どもたちの学習権を保障する学校教育の重要な役割を担っている。学校教育は、学校に働くすべての教職員の協力共同によつて成り立つものである。そのうであればこそ文部省においても学校になくなくてはならない基幹職員と位置づけられているのであつて、今こそ学校事務職員制度、栄養職員制度の一層の充実が求められている。このように学校教育に重要な役割を担っている学校事務職員・栄養職員制度を、単に教壇に立たないからという理由で国庫負担から外すということは、制度の根幹を揺るがすばかりでなく、すべての子どもたちに行き

届いた教育をという父母、国民の願いにも背くものである。ついでに、憲法・教育基本法に基づく行き届いた教育をすべての子どもたちに保障するため、次の事項について実現を図られたい。

一、学校事務職員、栄養職員の給与費を国庫負担から適用除外しないこと。

二、教材費、旅費、共済費、恩給費の二分の一の国庫負担を復活すること。

二月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育制度の改善に関する請願(第一四九号)(第一五〇号)

一、私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願(第一五六号)(第一五七号)(第一七三号)

一、学生寮の充実・発展に関する請願(第二八一号)

第一四九号 昭和六十二年二月六日受理

教育制度の改善に関する請願

請願者 神戸市北区東大池二ノ一四〇二

紹介議員 佐藤 昭夫君

福祉・保育や教育など、国民生活にかかわる国の負担金が、昭和六十年から大幅に削減された。これによつて、大きな負担を押し付けられた地方自治体は、住民サービスの低下や利用料の値上げを行い、住民の暮らしに大きな影響を与えている。また、老人医療費の有料化を始め、医療、年金など諸制度が次々改悪され、国民の不安も広がっている。ついでに、国民生活を犠牲にする大企業中心の政策を改め、軍事費を削つて、暮らしと教育・地方自治を守るために、次の事項について実現を図られたい。

教育の後退を改め、四十人学級を直ちに実施するなど、教育制度を改善すること。

第一五〇号 昭和六十二年二月六日受理

教育制度の改善に関する請願

請願者 千葉市西都賀五ノ四一 金子忠

男 外二万四千名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一五六号 昭和六十二年二月六日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県柏崎市黒滝一、四五六 大

橋浩子 外千名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一五七号 昭和六十二年二月六日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県村上市天神岡四六八 佐藤

千代 外九百九十九名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一七三号 昭和六十二年二月九日受理

私学助成増額と四十人学級の早期実現に関する請願

請願者 新潟県加茂市赤谷二ノ一七 藤田

吉二 外九百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第二八一号 昭和六十二年二月十二日受理

学生寮の充実・発展に関する請願

請願者 茨城県石岡市貝地二ノ五〇一 堀

川吉則 外四名

紹介議員 粕谷 照美君

教育の機会均等を政府が保障しなければならないことは憲法と教育基本法に明記されている。しかし現在、大学生一人当たりの教育費・生活費負担は年間約百五十万円にもなり、これは日本の勤労

長の学校運営上の位置づけを法によって明確にし、その責任と権限を確立する必要がある。

第三九三号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 茨城県水戸市三の丸三ノ一〇ノ一
茨城県立水戸第一高等学校内 藤井和亮
紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第三九四号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 札幌市北区北二十条西一三丁目北
海道立札幌工業高等学校内 山本 稔
紹介議員 岩本 政光君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第三九五号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 沖縄県名護市宇茂佐一沖縄県立北
部農林高等学校内 翁長清雄
紹介議員 大城 眞順君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第三九六号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 東京都世田谷区用賀二ノ四ノ一東
京都立桜町高等学校内 戸田義武
紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第三九七号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 東京都世田谷区用賀二ノ四ノ一東
京都立桜町高等学校内 戸田義武
紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第三九八号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 鹿児島市業師二ノ一ノ一鹿児島県
立鶴丸高等学校鹿児島県公立高等
学校事務長会内 有村八郎
紹介議員 金丸 三郎君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第三九九号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 滋賀県大津市神領三ノ一八ノ一滋
賀県立瀬田工業高等学校内 寺田 幸男
紹介議員 河本嘉久蔵君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇〇号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 大分市上野丘二ノ一〇ノ二大分県
立硯信高等学校内 大沢 稔
紹介議員 後藤 正夫君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇二号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 宮崎市神宮東一ノ三ノ一〇宮崎県
立宮崎大宮高等学校内 甲斐武壽
紹介議員 坂元 親男君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇三号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 石川県金沢市泉野出町三ノ一〇ノ
一〇石川県立金沢泉丘高等学校内 小泉三夫
紹介議員 嶋崎 均君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇四号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 岐阜市大綱場三ノ一岐阜県立岐阜
高等学校内 寺戸速夫
紹介議員 杉山 令肇君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇五号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 和歌山県田辺市神子浜四〇八和歌
山県立田辺高等学校内 虎伏貞二
紹介議員 世耕 政隆君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇六号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 富山市太郎丸一富山県立富山高
等学校内 船杉与光
紹介議員 高平 公友君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇七号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 高知市追手筋二ノ二二〇高知県
立高知追手筋高等学校内 伊尾木肇
紹介議員 谷川 寛三君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇八号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市末広二ノ一三埼玉
県立熊谷女子高等学校内 新井永 保
紹介議員 寺内 弘子君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇九号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 秋田市手形中野台一秋田県立秋田
高等学校秋田県公立高等学校事務
長会内 宮原茂
紹介議員 出口 廣光君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇二号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 宮崎市神宮東一ノ三ノ一〇宮崎県
立宮崎大宮高等学校内 甲斐武壽
紹介議員 坂元 親男君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇三号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 石川県金沢市泉野出町三ノ一〇ノ
一〇石川県立金沢泉丘高等学校内 小泉三夫
紹介議員 嶋崎 均君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇四号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 岐阜市大綱場三ノ一岐阜県立岐阜
高等学校内 寺戸速夫
紹介議員 杉山 令肇君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇五号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 和歌山県田辺市神子浜四〇八和歌
山県立田辺高等学校内 虎伏貞二
紹介議員 世耕 政隆君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇六号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 富山市太郎丸一富山県立富山高
等学校内 船杉与光
紹介議員 高平 公友君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇七号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 高知市追手筋二ノ二二〇高知県
立高知追手筋高等学校内 伊尾木肇
紹介議員 谷川 寛三君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇八号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市末広二ノ一三埼玉
県立熊谷女子高等学校内 新井永 保
紹介議員 寺内 弘子君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四〇九号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 秋田市手形中野台一秋田県立秋田
高等学校秋田県公立高等学校事務
長会内 宮原茂
紹介議員 出口 廣光君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四一〇号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 山梨県甲府市下飯田四ノ一ノ一山梨県立甲府西高等学校内 塚田央男
紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四一二号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 鳥取市東町二ノ一ニ鳥取県立鳥取西高等学校内 若松良雄
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四一三三号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 新潟市学校町通二番町五、三一七ノ一新潟県立新潟中央高等学校内 峯本速雄
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四一四四号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 長崎市末石町一五七ノ一長崎県立長崎水産高等学校内 成瀬久仁夫
紹介議員 初村滝一郎君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四一五五号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 奈良市法蓮町八三六奈良県立奈良高等学校奈良県公立高等学校事務

長会内 服部明巳
紹介議員 服部 安司君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四一六六号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 京都府城陽市寺田宮ノ平一京都府立城陽高等学校内 山村秀雄
紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四一七七号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 群馬県前橋市下沖町三二一ノ一群馬県立前橋高等学校内 橋本実
紹介議員 福田 宏一君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四一八八号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 福岡市堅粕一ノ二九ノ一福岡県立福岡高等学校内 大城文助
紹介議員 福田 幸弘君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四一九九号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 山形市緑町一ノ五ノ二山形県立山形工業高等学校内 志田幸男
紹介議員 降矢 敬義君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四二〇〇号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 宮城県仙台市連坊一ノ四ノ一宮城県立第二女子高等学校内 館崎賢二
紹介議員 星 長治君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四二二二号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 徳島市城南町二ノ二ノ八徳島県立城南高等学校内 東替次
紹介議員 松浦 孝治君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四二三三号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 香川県高松市香町三ノ一ノ一香川県立高松高等学校内 齊藤嘉之
紹介議員 真鍋 賢二君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四二四四号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 佐賀市城内一ノ四ノ二五佐賀県立佐賀西高等学校内 宮原重人
紹介議員 三池 信君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四二五五号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 三重県四日市市富田四ノ一ノ四三三重県立四日市高等学校内 長谷川茂一
紹介議員 水谷 力君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四二六六号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 広島市東区牛田新町二ノ二ノ一広島県立盲学校内 中村範昭
紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四二七七号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 長野市妻科二四三長野県立長野商業高等学校内 大澤昭典
紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四二八八号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市今泉町二、〇二一栃木県立宇都宮農業高等学校内 生田目昭夫
紹介議員 森山 眞弓君
この請願の趣旨は、第三九二号と同じである。

第四二九九号 昭和六十二年二月十四日受理
公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 愛知県津島市宮川町三ノ八〇愛知県津島高等学校内 尾関進一

公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 愛知県津島市宮川町三ノ八〇愛知県津島高等学校内 尾関進一

公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 愛知県津島市宮川町三ノ八〇愛知県津島高等学校内 尾関進一

公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 愛知県津島市宮川町三ノ八〇愛知県津島高等学校内 尾関進一

公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 愛知県津島市宮川町三ノ八〇愛知県津島高等学校内 尾関進一

公立高等学校事務長の職制及び職務の法律化に関する請願
請願者 愛知県津島市宮川町三ノ八〇愛知県津島高等学校内 尾関進一

第一六三三三号 昭和六十二年三月五日受理
教育制度の改善に関する請願

請願者 東京都大田区上池台五ノ八ノ二
八 外山加奈子 外六千二百四十
九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一六三三六号 昭和六十二年三月五日受理
教育制度の改善に関する請願

請願者 東京都大田区大森西一ノ九ノ一九
ノ四二一 小谷多加子 外六千二
百四十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一六三七号 昭和六十二年三月五日受理
教育制度の改善に関する請願

請願者 東京都府中市北山町二ノ三九ノ
八 佐藤清 外六千二百四十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一六三八号 昭和六十二年三月五日受理
教育制度の改善に関する請願

請願者 沖縄県具志川市喜屋武二六三ノ
三 照屋文子 外六千二百四十九
名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一六三九号 昭和六十二年三月五日受理
教育制度の改善に関する請願

請願者 東京都練馬区西大泉五ノ一三ノ
二 宮田敏美 外六千二百四十九
名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一六四〇号 昭和六十二年三月五日受理
教育制度の改善に関する請願

請願者 三重県志摩郡磯部町坂崎 浜口辰
美 外六千二百四十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一六四一号 昭和六十二年三月五日受理
教育制度の改善に関する請願

請願者 札幌市白石区厚別東一条五ノ五ノ
三一 永田清康 外六千二百四十
九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一六四二号 昭和六十二年三月五日受理
教育制度の改善に関する請願

請願者 東京都足立区新田二ノ一ノ一〇
村越いくよ 外六千二百四十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育費国庫負担制度の見直し反対に關する請願(第一八五五号)(第一八五六号)(第一八五七号)(第一八五八号)(第一八五九号)(第一八六〇号)(第一八六一号)(第一八六二号)(第一八六三号)(第一八六四号)(第一八六五号)(第一八六六号)(第一八六七号)(第一八六八号)(第一八六九号)(第一八七〇号)

一、教育制度の改善に関する請願(第一九五九号)(第一九六〇号)

一、大学審議会の設置反対に関する請願(第二一一五号)

第一八五五号 昭和六十二年三月九日受理
義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府柏原市国分本町六ノ二ノ一
八 安木彦二 外二十二名

紹介議員 謙山 博君

国民の暮らしを守り、父母と子どもの願いにこたえる教育条件を保障するため、軍事費を削つて、教育予算を拡充するよう、次の事項について実現を図らねばならぬ。

一、学校事務職員・学校栄養職員に対する人件費の国庫負担法からの除外を断念すること。

二、義務教育諸学校における教材費及び教職員等に係る旅費の半額の国庫負担を復活させること。

第一八五六号 昭和六十二年三月九日受理
義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府浪速区桜川四ノ八ノ一
三 大平多佳子 外九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八五七号 昭和六十二年三月九日受理
義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府柏原市国分本町六ノ一ノ一
〇 吉田正昭 外九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八五八号 昭和六十二年三月九日受理
義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡当麻町八川二〇五
ノ八 越智守 外九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

請願者 大阪府柏原市国分本町六ノ一ノ
六 寺島芳廣 外九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八六〇号 昭和六十二年三月九日受理
義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府柏原市田辺一ノ五ノ一
九 松下洋子 外九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八六一号 昭和六十二年三月九日受理
義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市菅田三ノ一ノ
七 小松茂則 外九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八六二号 昭和六十二年三月九日受理
義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府柏原市玉手町二四ノ六
七 芳賀街子 外九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八六三号 昭和六十二年三月九日受理
義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府柏原市国分本町六ノ一ノ
二 植野昭夫 外九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八六四号 昭和六十二年三月九日受理
義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府柏原市国分本町六ノ一ノ
二 植野昭夫 外九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 奈良県生駒郡三郷町立野南三ノ二

四ノ二八 奥田佳伸 外九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八六五号 昭和六十二年三月九日受理

義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府福島区大開四ノ一ノ一一ノ

八〇二 窪田重信 外九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八六六号 昭和六十二年三月九日受理

義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 奈良県生駒郡三郷町 小畑寿 外

九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八六七号 昭和六十二年三月九日受理

義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区阿倍野元町一九ノ

三 北井武雄 外九名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八六八号 昭和六十二年三月九日受理

義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府八尾市山本町北二ノ五ノ一

八 織田博子 外九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八六九号 昭和六十二年三月九日受理

義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府柏原市国分本町六ノ一ノ

六 喜多孝則 外九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八七〇号 昭和六十二年三月九日受理

義務教育費国庫負担制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府柏原市雁多尾畑四、七七

八 坊下明信 外九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一八九九号 昭和六十二年三月十日受理

教育制度の改善に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鵜沼山崎町四ノ

四 野村智 外九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一九六〇号 昭和六十二年三月十日受理

教育制度の改善に関する請願

請願者 名古屋市中川区伏屋二ノ一、七〇

四 児玉吉正 外十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第二一一五号 昭和六十二年三月十二日受理

大学審議会設置反対に関する請願

請願者 東京都目黒区大岡山東京工業大学

職員組合内 中村朝夫 外二十

名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一三七九号と同じである。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和六十二年度における私立学校教職員共

済組合法の年金の額の改定の特例に関する法

律案

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組

合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

昭和六十二年度における私立学校教職員共済

組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

(年金の額の改定の特例)

第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八

年法律第二百四十五号。以下「法」という。)に

よる年金である給付については、昭和六十年の

年平均の物価指数(総務庁において作成する全

国消費者物価指数をいう。以下この項において

同じ。)に対する昭和六十一年の年平均の物価

指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分

以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定

の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改

定の措置が講じられたときは、法第二十五条に

おいて準用する国家公務員等共済組合法(昭和

三十三年法律第二百二十八号)第七十二条の二の

規定(他の法令において、引用し、準用し、又

はその例による場合を含む。)の適用について

は、同条の規定による年金である給付の額の改

定の措置が講じられたものとみなす。

(改正前の法による年金の額の改定の特例)

第二条 法第四十八条の二の規定により国家公務

員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和

六十年法律第五十五号)附則第五十条第一項の規

定の例によることとされる私立学校教職員共済

組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法

律第六十六号)第一条の規定による改正前の法に

よる年金(大正十五年四月二日以後に生まれた

者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。)の昭和六十二年四月分以後の額の改定に

ついては、昭和六十二年度における国家公務員

等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する

法律(昭和六十二年法律第 号)第二条の

規定の例による。

附則

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行す

る。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は二月二十三日)

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

第七回国会文教委員会会議録第三号中正誤

ペ、段行 誤 正

一、四、五 間接 間接税

ハ、四、四 適正 適性

二、四、四 青年の 青年を

二、三、九 斯新 斬新

二、四、八 使ける 使える

二、三、七 研究集合 研究会

昭和六十二年四月七日印刷

昭和六十二年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K